

第六十三回
参議院商工委員会會議録第十八号

(1101D)

昭和四十五年五月七日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

五月六日

辞任

鈴木 強君

向井 長年君

五月七日

辞任

長田 裕二君

久保 等君

補欠選任

阿具根 登君

田淵 哲也君

補欠選任

井川 伊平君

小柳 勇君

出席者は左のとおり。

理事

大谷藤之助君

川上 為治君

近藤英一郎君

竹田 現照君

委員

赤間 文三君

井川 伊平君

植木 光教君

舩木 亨弘君

平泉 渉君

八木 一郎君

山本敬三郎君

阿具根 登君

大矢 正君

小柳 勇君

林 虎雄君

浅井 亨君

矢追 秀彦君

須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

宮澤 喜一君

政府委員

通商産業大臣官

高橋 淑郎君

通商産業省重工

赤澤 璋一君

中小企業庁次長

外山 弘君

郵政大臣官房電

牧野 康夫君

気通信監理官

菊地 拓君

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

行政管理庁行政

管理官

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

文部省初等中等

教育局長

を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢追秀彦君 昨日かなりいろいろな問題が提起

されましたけれども、二、三重復する点もあるか

と思いますけれども、最初にこの法律案の第一条

の目的のところには「情報化社会の要請にこた

え、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること

を目的とする」と、このように定められてありま

すが、この情報化社会というものの、きのう大臣か

ら少しお話がございましたけれども、非常にまあ

これからの新しい社会でありまして、いろいろき

ちつとやっていかないと問題も起こってくると思

うわけです。特に私が伺いたいのは、これは

本年の四月ですか、国民生活審議会の調査部会

で、情報化時代の国民生活ということ、いろいろ

る報告書というのが出ておりますけれども、この

中に三つうたわれておりますが、一番特に言われ

ておるわけですが、この問題について大臣

はどのようにお考えになっておるか。あくまでも

人間性を基調とした上での情報化社会をつくって

いくためにはどうあるべきか、その点の御見解を

まず伺いをしておきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる情報化社会の

出現というところは、人類の歴史における一つの大

きな変革ではないかというふうに想像をしております

わけでございますが、この変革が人間にとって文

字どおり幸福なものになるか、あるいは逆に不幸

を招くかということは、結局情報化の進展に伴っ

て、従来の、どちらかといえば単純な労働から人

間が解放されて、そうして解放されましたその余

暇、時間というものを、人間本来の、人間でなけ

ればできないような創造のために積極的に使って

いけるか、あるいはむしろその余暇をもてあまし

て社会の進展から逆に人間が疎外されてしま

か、そのいずれかで私は勝負がきまるといふよう

に考えているわけでございます。したがって、情

報化社会の出現によって生まれるはずの余暇ある

いは単純な労働からの解放というものを、いかに

して創造的に、クリエイティブに人間が使ってい

くかということに一つの大きな問題のかがある

というふうに考えております。

○矢追秀彦君 まあいま大臣が答弁されましたけ

れども、結局、現在経済一つ取り上げても、

非常に高度成長をした。しかしその反面、公害と

いう問題が出て、やはり人間性の喪失という問題

が特に七〇年代の大きな課題になっている。特に

日本の場合、その傾向は顕著ではなからうかと、

こう考えるわけです。だから、経済を進展させ、

経済成長させていくという高度成長政策をとって

今日までできており、確かにそれはいろいろな面

でプラスになったと思っておりますが、人間性という面

でとらまえると、非常にそういう問題がたくさん出

てきておりまして、したがって、この情報化社会

というものを迎えるにあたって、よほど私は現在

のこの経済高度成長に対するひずみという問題を

よく検討してやらないと、まずい結果になりはせ

ぬかと、こう思うわけですね。特に新経済社会発

展計画の中でも、八十ページのところから4として

「情報化の促進」ということがうたわれておりま

す。この中にも非常にまああつこうなことが書か

れているわけですね。「経済成長を進め人間性豊か

な社会の建設への地歩を固めることにもなる」と

と。そのあとで、「政府は」として、「これらの点

に十分配慮して、情報行政の横断的調整をはかり

つつ情報化へ向かって民間を誘導するとともに、

さらにすべての行政運営の面において自らのシス

テム化を推進しなければならない。要するに、人

間性ということを言いつつながら、そのあとこの横断

おけるシステム化、こういうふうに行われておりますが、これはまあ経済社会発展計画でありますから、今度の法案で全部これを達成することは無理かと思ひますけれども、この立場がどう今度の法律案でそれが十分にこの目標に向かつて前進するよう方向づけがされておるかどうか、その点お伺ひしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは昨日も一部申し上げたことでありますけれども、先ほど申し上げましたような情報化社会の出現ということを考えますと、実はそれに対処するための体制の整備というものは、私はこの情報化社会というものが人類の歴史における一つの大きな画期的な変革であると考えておりますだけに、いままでわれわれがとつておつた体制というものをかなり根本的に考え直さなければならぬようなことになるのではないかと、そういうふうに思ひます。で、基本法という構想について昨日も何度か御議論があつたわけでございますが、そういうものが要するということは私は間違ひがないと思つておりますが、基本的な体制の変化があるかもしれないと思ひますだけに、なかなか基本法というものの方向がつかみにくいわけでございます。ただいまの段階では、そこで、このたび提出いたしました法律案は、そういう将来展開されるであろう体制の整備を間違ひた方向で先取りをしないために、かなり意識して間口を狭くした法律案でございます。すなわち、情報化社会の一つの大きな手になると思はれるであろうハードウェアとソフトウェア、ことにそのうちソフトウェアの開発というものを促進をいたしたい、こういう面から主としてこの法律案が書かれておるわけでございます。これは、情報化社会におけるごく入り口において、限られた範囲で政府の力をかけてハードウェア及びソフトウェアの開発をはかるという努力の一つのあらわれにすぎないわけでございます。この法律案そのものから情報化社会の姿というものを描き出すことは實際できないわけでございますし、また、私もそういういわば大きな構想によ

る、大それたと申しますか、試みをこの法律案では意識してしなかつたということが実情でございます。

○矢追秀彦君 まあいま基本法の問題が大臣のほうから出されましたので、それはきのうも議論がなつたと思ひますけれども、基本法までいかになくとも、振興法という考え方もあるわけですし、もう少し幅が広がらなかつたものか。また御承知のように昨日わが党として基本法を出しましたけれども、実際これはいろいろ各党の方から御意見を伺ひ、そしてたたき合ひして、もういよいよ前に進めたいと私も考えておりますけれども、まあそれをつくるにあたりまして、私もいろいろ研究いたしましたけれども、どうも今回の協会の基本法までいかになくとも、もう少し次の段階といひますか、できたのではないかと。特に、法案の内容になりますけれども、電算機の利用高度化計画ですか、これなんかは、むしろ、まあ私もそのほうでうたつております情報処理振興基本計画というふうなものでございまして、まあ協会の問題はきょうの答へをいただきましたので大体わかつておりますが、事業団の問題ですね。さらにまあ標準化の問題、あるいはプライバシー侵害の問題等、私はまだ基本法までいかになくとも、振興法という形で、もう少し将来の整備への方向を出すまでの努力がでなかつたものかどうか。もしこの法案だけで終わらなかつたものでございまして、もう少し手直しをして狭いものでいかなければならぬか。この体制の一部手直しでいかなければならぬか。基本法までいかになくとも、ここでやるならもうちょっと間口を広げてもらふか。それから、あとは基本法は何年度までやると、いろいろな計画を立てることもできたらうと。その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいまお触れになりました情報処理基本法案、矢追先生のところでおつくりになつた法案につきましては、昨日拝見をいたしました。詳細に私も内容を拝読させていただきます。

いまの御質問でございますが、この法案をつくり出すときにいろいろな考え方があつたわけでございますが、基本法までいかになくともというお話でございますが、たとえばプライバシーの問題一つとりまして、また教育の問題一つとりまして、全体をとりましてやはりいろいろな面で情勢が流動的と申しますか、技術の進歩が非常に早い情勢にもございまして、いまの時点では、いろいろ具体的な持つて法案に織り込んでいくということには、私もとしてはやはりいろいろな面で困難を感じました。率直に申し上げます。こういったようなものが漸次固まりつつある、あるいは今後固まってくる状態がある程度見えてくるから法体系を整備するといふのがいいのではないかと、そういう考え方が一つ、もう一つは、そうではあつても、やはり昨日来申し上げておりますような非常なソフトウェア面におけるギャップと申しますか、立ちおくれがございまして、この面はどうしても看過できない、こういうまあ二つの面から、とりあえずそういう面を中心にした法案を提出するといふことに踏み切つたわけでございます。

で、従来、中小企業基本法でありますとか、各種の基本法がございまして、それらの経過を見てまいりました。やはりそれに関する各種の具体的な実行法と申しますか、施行法と申しますか、そういうものがある程度各分野それぞれ積み上げられておりました。そういうものがほゞある程度出そろつたと申しますか、緒についた段階でそれらを総合して一つの法体系にまとめ上げるといふ、まあ基本法構想といふものが、従来いろいろな基本法がございまして、どうも経過としてはそういう経過を踏んでおるようでございます。私も、といたしまして、いま申し上げましたような面から、とりあえず看過できない、早急に対策を打たなければならぬと考へております面をこの法

案に盛り上げて、あと、いろいろな面で国会を通じて御審議をいただいておりますような各種の方策あるいは今後の考え方といったものが次々とまた実行されていくと思ひますので、そういった面の熟次第またそれぞれの省庁におきまして必要な法制の整備を行ない、それらが総合されて基本法になっていくんではなからうか、こういったような考え方を持っております次第でございます。

○矢追秀彦君 いまの基本法に対する根本的なお話しございましたけれども、私はまあいろいろな問題もあると思ひますし、また、いま言われた点も確か一理あると思ひますけれども、実行法が先にできて、ある程度やつてから基本法ができるという。これは各省庁にまたがった場合は特にそうなるのか。もし一つの省でおさめる問題であれば、やはり基本法が先にできて、それからその実行法というふうに行うのではないかと。要するに、いまの日本の行政組織が各省庁に分かれて、結局、そこでのおののいろいろなことをやり、それをまとめるというのが非常に私はスムーズにいかない、ここに問題があるのではないかと。一つの原因は、ですね。まあほかにもいろいろあると思ひますけれども、この問題は、私は、この情報処理の基本法案以外にも、たとえば海洋開発基本法案といふようなものをつくつて、これは先国会にも出しましたけれども、また今国会にも出しました。あれと同じようなことが言えるわけですね。結局、政府のほうでは時期がまだ早い、三年くらい早いと言われました。それからこの基本法にしても、これから様子を見てつくと、こういうことになるわけですね。結局、それは各省庁にいろいろ分かれてやられておるものの統合といひますか、そういうような点についての処理のしかたといひますが、私は、日本の場合、非常にうまくないのではないかと。それからまた、それを強力にする、何か一体化とか独裁的といふことになつて、また何かまずい面もあつたのかもしれないけれども、そういう点で、基本法といふものはどう

あるべきか、特にこういういろいろと各省庁にまたがった大きな問題、これについては、いま言われたよりも非常にそういうものが先行していたのではない。これをこの際、やはりこういう情報化社会という新しい時代ですから、大臣の言われた点もよくわかりますけれども、やはり基本法のほうを私はもっと早い時期につくるべきではないかと思う。二年という説もありまされども、大体どの辺を目途として考えておられるのか。それからこの法律案は、どういう変化が起こればどういうふうに変更されるおつもりなのか、その点も含めてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) いまお話しのように、基本法という問題になってまいりますと、この情報処理に関する面は非常に多岐多様でございまして、いわゆる回線を使つて行ないます遠隔情報処理の問題、あるいは教育の問題、あるいはライパシーの問題、さらにはこのソフトウェアといったようなもの、プログラムといったようなものの権利の設定の問題、保護の問題、こういったいろいろな問題がございまして、これら各種の問題につきましても、各省庁が別々だからなかなか基本法がまとまらないと申しますよりも、それぞれの部面におきます事務の実態というものの熟し度合いと申しますか、進行度合いと申しますか、そういったものがまだまだふぞろいでございまして、全体が一つの線に沿つてずっと成熟しておるというよりも、それぞれいろいろな多岐多岐な部面で、それぞれの面がまだこれからいろいろな形で進展を見ていくという段階でございまして、それらを一樣に引くため一つの法体系にするということについては相当な困難があるかと思ひます。そういう面が、実際問題として、この法案につきましても、もう少し範囲を広められないかというふうにも考えております。いろいろな面ではありますけれども、熱心の度合いがふぞろいである。こういったことから、ま

あと必要なものだけをこの法案に盛り込んで、これだけはやっていきたいと思ひます。もう、こういう考えのもとに法案をまとめるわけでございます。

なお、将来そういったいろいろな部面がだんだんと明らかになってまいり、施策の方向も出てまいるといふことで、いまお話しのような基本法構想というふうなものがだんだんと明らかになってまいりますれば、そういった方針に沿つて、必要があればこの法案につきましても、その基本法の一部の実行部面を受け持つ法案になるわけでございますので、必要があれば、その際は必要な調整を行なうということになってまいるのでないかと考えております。

○矢追秀彦君 その基本法にいま盛り込むのが非常にむずかしいと、そういういまの状況を把握するのがたいへんだと言われましたけれども、では、はたして基本法というものは、そういうかなり縛りつたようなはつきりした線というものを描くべきではないかというものがあろうか。私は、ある程度の方向づけというものがあれば、それであとはそれを具体的にやる。実行法なり、またはいくつかの年次計画なり、そういうもので私はいけるのではないかと。基本法というものは、あくまでも、言うなれば、精神法と言つたらまたちよつと語弊がありますが、原子力基本法というものはあつた簡単な法律で、今日、いろいろな原子力の新しい段階に際して、高速増殖炉とか新型転換炉とか、おそろくあのときには、制定当時は、そう大きく問題にならなかつたようなそういうプロジェクト自身も、いま現に着々と行なわれておるわけでございますし、これからは核融合反応とか、そういう段階までできるわけですね。基本法にはそれは入っていないわけですね。原子力と情報とは全然違ふと思ひますけれども、私は何もそう慎重にならなくても、基本的な方向というものをはつきりすれば、あとは実行法なり計画でいけるのではないかと、こう思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 基本法というものの中にどういう考え方を盛っていくかということについては、いろいろ御意見があるかと思ひます。いま矢追先生のおっしゃるような考え方も私は一つの考え方であると思ひます。またそういう考え方のもとに、いわば一種の機構の整備と申しますか、体制の整備と申しますか、そういったことだけをやらず基本法に盛っておく、あとはそういった機構なり体制の整備によって逐次生まれてくるものをさらに追加していくという考え方ももちろんあり得る考え方ではございまして、そういうことも私も考えないわけではございませう。ただやはり情報化の問題と申しますのは、昨日来も御議論がございまして、非常に広範多岐な問題でございまして、単なる経済社会の問題だけじゃなくて国民生活全般にも非常に大きな影響のある問題でございまして、そういったような観点からいたしますと、やはり基本法というものを少なくともつくる以上は、単なるそういう方向づけをするために必要な体制の整備ということにとどまらず、ある程度の具体性を持つて国民の将来の情報化社会における権利義務と申すと大げさでございますけれども、たとえば権利義務の問題、あるいはそれのよって起こるところの各種の具体的な対策面にまで及んだものをやはり書き込むのがいいのではないかと、こういう考え方を私も持つておりました。そういう面から、先ほど申し上げたような判断をし、かつ、こういった法案を提出するに至つたという次第でござい

ます。

○矢追秀彦君 この基本法をつくるための段階としてはいろいろあると思ひますが、もしできましたら具体的に何を答へたいと思ひますか、たとえば、項目別に、基本法をつくるには、たとえば二年後なら二年後、三年後なら三年後というものを一つのめどに置かれて、それまでの体制づくりというものは私はこの法案だけではこれはできないと思ひます。したがしまして、たとえば標準化の問題はどういうこととせば委員会なり審議会と

いうところで検討されて、どういふような計画を立ててその方向づけを示されるのか。それからもう一つは、官庁における体制の整備、これは非常に大きな問題、これも行官で出てくると思ひますが、それもただ行官のほうで、政府のほうでやるだけではなくて、何か委員会的なもの、審議会的なものから出てくるのか。それからその他の特に大きな問題は、電気通信回線の利用の問題があると思ひますけれども、それからライパシーの問題、あるいは教育の問題、いろいろな大きな情報化時代に対する大事な柱を、どういふ委員会、どういふものを通じてどういふ計画を出して、そしてこの基本法へ、試行錯誤と言つては語弊があるかもしれませんが、持っていかれようとしておられるのか、そういうプログラムをできたらお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) 非常にたくさんのお出しいになりましたので、一々詳しくはお答えできないかと思ひますが、適宜申し上げてみますと、標準化の問題につきましても、御承知のようにJISの調査会がございまして、この調査会の中に情報関係の部会を設けてましてここ数年来鋭意標準化につとめております。現在まで標準化されましたものはハード、ソフト両面にわたりました二十六の標準化が行なわれております。さらに本年度におきましてもこれに追加をいたしまして、数件の標準化を進めるべくいま作業中でございます。こういったことから、標準化につきましてもやはり技術の進展が非常に激しいものでございまして、かなり陳腐化したものを標準化してもいかたがないし、といつて、あまり具体性のないものでは標準化が行なえない、こういったような面もございまして、年を追つて具体的な内容を踏まえながら標準化作業を進めていく、しかもできるだけ先を見たと申しますか、技術の進歩の先を見ながら標準化作業を進めていくというのが現状でございます。また、通信回線の問題につきましても、あとでまた御質問があるかと思ひますが、審議会の答申に基づきまして、これまた

段階的にと申しますか、まず通信回線の一部専用線あるいはこれに準ずるもの等を使いました開放というものから手がけていく、こういったような考え方で、これは郵政当局でいろいろの内容について審議をしておられる段階でございす。

また、教育面も先般お答えがあったと思ひます。が、文部省におきましては、本年度以降五つの大学あるいは高専、高等学校等におきましてもそれぞれ所要の学科を設けまして、これらの教育の充足に当たるようにつとめておられるわけでありす。こういったような全般のことがございす。

ので、特に行政管理局におきましては、四十三年度の閣議決定を踏まえまして、現在おなる七つの省庁が委員会を持っております、この行政管理局における七省庁の連絡会議を中心いたしまして、各省庁がそれぞれ自分の分担をしている分野において、実態に即しながら、また技術の進歩の行く末を十分見きわめながら、それぞれ必要な施策を強力に行なつていきつ、かつまた連絡もする、こういった体制で現在進んでおるわけでございます。こういったようなものが今後ともますます進んでまいりたいと思ひますので、こういった各省庁、各部門における施策の熟成度合いを見ながら、基本法の構想を漸次固めていくということになつてまいるのはないかと考えております。

○矢追秀彦君 その各方面で出てきたものをまとめる機関ですね、その責任者といひますか、それはどういふふうになされるんですか。

○政府委員(赤澤一君) 現在はまだいづゆる基本法といふものをまとめるための責任官庁といふものは現在のところございせん。おそれることは、今までの将来とめようということになる段階になります。内閣と申しますかあるいは総理府と申しますか、そういったところに何らかの担当部局が生まれてくるかあるいはそこが担当するということになるかと、私の個人的な意見でございますが、そういうふうな考えております。現状では、いま申し上げましたように、行政管理局における七省庁の連絡会議というものを中

心に、各省が緊密な連絡をとりながら、その施策の総合性、統一性をはかつておる、こういった段階でございす。

○矢追秀彦君 大臣にお伺ひしたいのですが、いまの七省庁の連絡会議といふものをもう少し強力なものにして、そして基本法をつくるためではなくても、要するに情報化社会への基本原則といひますか、そういうものを立てる委員会といふものを、これは私のほうでは基本法でうたてておられますけれども、それができない場合にも、そういった委員会をつくつて、いまの行管の内容だと、やはり政府関係のことあるいは官庁関係のことだけにとどまるんじゃないかと思ひます、内容が。それをもっと一歩進めた方向への何らかの処置をとられる計画なりお気持ちはあるかどうか、その点ひとつ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどからお尋ねを伺つておりました、いろいろな考えはあるわけでございますけれども、基本法といふものをどの程度のものとして考えるかといふのが一つの大きな問題であると思ひます。つまり今度私どもが御提案いたしましたものは、これはまことにある意味で技術的な、故意に窓口を狭くしておるものでございすけれども、しかし情報化社会といふものが生まれたときの体制といふものを基本的には基本法で扱おうということになります。それはとうてい一年や二年では私見見当のつくものではなからうと思ひます。お尋ねが、これは例をあげますと幾らもございす、たとえば昨日と申したかの御質問の中にプログラムの値段といふものはどのようにしてきめるのかというお尋ねがございました。これはプログラムがつくられるあるいは一つのプロジェクトがつくられるときの旅費であるとか電子計算機を何時間使つたとか、そういうレンタルであるとか、いろいろなものがございますけれども、やはり一番大きいのはいわゆる人件費でございます。しかしその場合の人件費といふのは、もう先進国で見てもりますと、明らかにマンパワーというふうなものは

ではなくて、だれとだれとだれがおの何時間働くかといふことでございす。その一人一人の一時間の単価は違つてございす。ですからそういう意味で、同一労働同一賃金という原則はなくとも、そもそもの頭脳労働といふものが同一労働といふ概念がないということになつてまいります。そういうようなことは情報化社会の一番人口のところで、すでに起こつておるわけでございます。またこれは先般衆議院の委員会でお尋ねがあったことでございますが、商法とかあるいは税務関係であるとかといふ場合に、従来でございしたら証憑書類といふものが当然必要とされるわけですが、磁気テープではいけないのかといふようなことになつてまいりますと、これももうそのほうのたてまえを全部変えていかなければならない。これはごく一二つの例を申し上げましたが、情報化社会といふのが進んでいけば、そういうことが随所に起こつてくるはずでございまして、すなわち従来私どもが考えておつた体制といふものが、かなり大幅に改められなければならないということになるかと思ひます。そこまですべて基本法をつくるということになりますと、これはもうとてい小手先で、あるいは一つのあるいは二つの役所がやつてやれることではございせん。そこで私自身としては、昨日もお話がございましたが、そのデルファイメソッドのようなもので情報社会における姿はどうなるかといふようなことを、たしか行政管理局は四千人と申されたか思ひますけれども、そのようなことをやはり先にして、そして衆知を集めて情報社会のあるべき姿といふものを考えるといふことがほんとうなんでしょう。これを考えるといふことがほんとうなんでしょう。いだらうか。これは私の考えております、ほんとうに本来的な意味での基本法といふのでございまして、矢追委員の言われますようなそれと、現在の法律との間に一つステップがあつてもいいじゃないかといふように言われることになつて、それはおそれる、私も本朝拝見いたしました。

御起案になりましたこの法律案要綱に盛られておりますようなことが、現在のこの私どもの事業協会の法案と、将来考えられる基本法といふものの間のちよつとつなぎぐらゐな性格になるのではないかと。ここに盛られておりますような事柄がおおむねやはり私どもが中間段階としては考えていくべき事項ではなからうかと思ひます。そうなりますと、これは先般政府委員が申し上げましたように、総理府が中心になりまして各省共同してこういったようなものをこの次の段階で考えていくということにならうかと思ひます。

○矢追秀彦君 アメリカの場合ですね。ブルックス法といふのがあつたわけですが、これについてもちろんアメリカの社会とだいい違ひますので何とも言えないと思ひますが、ブルックス法といふのは、どう評価されておるのか、こういったのもやはり参考に入れるおつもりかどうか。

○政府委員(赤澤一君) ブルックス法という法律は、私もごく大ざっぱではございす、承知をいたしております。これは一九六四年にアメリカ合衆国で制定されたものでございまして、政府におけるコンピュータ利用の合理化をはかるために合衆国財産管理法の改正追加条項として成立した法律といふふうな承知をいたしております。この法律に基づきましてアメリカでは大統領府の予算局あるいは共通役務庁あるいは商務省の標準局、こういったところが一つの委員会と申しますか、組織を持ちまして、そして今後の政府内部におけるコンピュータ利用の合理化をはかつていこう、こういった体制をつくるための法律であるといふふうな承知をいたしております。こういったような環境における電子計算機の利用効率化といふ面からいたしますと、やはり一つの着想と申しますか、考え方はあると考へております。昨年私どものほうの関係者がアメリカへ参りました際に、アメリカ政府当局におけるこのブルックス法によるその後の運営状態と申しますか、どういふふうなこれが実際に実行なつておるかといふことも聞いてまいつておりますが、やは

ではなくて、だれとだれとだれがおの何時間働くかといふことでございす。その一人一人の一時間の単価は違つてございす。ですからそういう意味で、同一労働同一賃金という原則はなくとも、そもそもの頭脳労働といふものが同一労働といふ概念がないということになつてまいります。そういうようなことは情報化社会の一番人口のところで、すでに起こつておるわけでございます。またこれは先般衆議院の委員会でお尋ねがあったことでございますが、商法とかあるいは税務関係であるとかといふ場合に、従来でございしたら証憑書類といふものが当然必要とされるわけですが、磁気テープではいけないのかといふようなことになつてまいりますと、これももうそのほうのたてまえを全部変えていかなければならない。これはごく一二つの例を申し上げましたが、情報化社会といふのが進んでいけば、そういうことが随所に起こつてくるはずでございまして、すなわち従来私どもが考えておつた体制といふものが、かなり大幅に改められなければならないということになるかと思ひます。そこまですべて基本法をつくるということになりますと、これはもうとてい小手先で、あるいは一つのあるいは二つの役所がやつてやれることではございせん。そこで私自身としては、昨日もお話がございましたが、そのデルファイメソッドのようなもので情報社会における姿はどうなるかといふようなことを、たしか行政管理局は四千人と申されたか思ひますけれども、そのようなことをやはり先にして、そして衆知を集めて情報社会のあるべき姿といふものを考えるといふことがほんとうなんでしょう。これを考えるといふことがほんとうなんでしょう。いだらうか。これは私の考えております、ほんとうに本来的な意味での基本法といふのでございまして、矢追委員の言われますようなそれと、現在の法律との間に一つステップがあつてもいいじゃないかといふように言われることになつて、それはおそれる、私も本朝拝見いたしました。

りこういった入れものをつくって実施をいたして
おりますが、それはそれなりにいろいろ困難な
面もあるようございまして、必ずしも所期の目
的どおりいっているとは言えないといったよう
な感想も、一、二の担当者から、個人的感想で
ございましょうが、聞いてきております。もちろ
んこういったことも私も将来十分研究をして日
本における政府内部の電算機利用の効率化をはか
っていくことが必要だと考えておりますが、現在
のところは、先ほどお答え申し上げましたよう
に、昭和四十三年の閣議決定に基づきまして政府
における電算機利用の今後の方策ということにつ
いて、行政管理局が中心になりましていろいろな施
策を現在行なっておりますというのが現状でござい
ます。あるいはこういったことも参考にしながら今
後ますますそういう方面の政府内部における電算
機の利用効率化ということをはかってまいる必要
があることは言うまでもないことだと考えており
ます。

○矢追秀彦君 行管の方お見えですからお伺いし
たいのですが、このブルックス法によって向こう
は一括契約をやっておるわけですが、これは経費
の削減にプラスになるであろうということだった
のですが、結果はあまりはつきりしないようです
が、日本の場合、こういう一括契約のやり方がい
いのかどうか、現状と比べてですね。その点はど
うお考えになっておりますか。

○説明員(清正清君) 現在のわが国のコンピュ
ターの使用状況はアメリカと違ひましてワンシ
フト、いわゆる八時間しか使っておりません。連邦
政府においてはツースフトあるいはスリーシフト
を使っておりますので、買い上げという問題も出
るわけでございますが、わが国の場合におきまし
ては、現在四十四年度から大蔵省と私のほうは協
定いたしました、導入にあたってはチェックして
いるのが現状でございまして、歴史が非常に浅い
ということが一つと、それとアメリカの場合にお
いては以前にオルガニゼーション・アバンド・マ
ネージメント、組織管理という体制の道が開けて

おりました。しかし、わが国においてはそのマ
ネージメントがまだ普及しておりませんので、コ
ンピューターがそのまゝ入るといふ段階で、相当
まだ完備されてないところに、仕事の標準化、そ
ういふものを行なわれてないところに入ってきた
という問題もございまして、いろいろと現在の段
階においてはこのブルックス法を参考にしながら
、先ほど赤澤重工業局長がおっしゃったとお
り、試行錯誤の段階で、一応いまの方法を固めな
がら進めていきたいという考え方を持っております。

○矢追秀彦君 行管のほうを続けますけれども、
アメリカで検討されておるデータ伝送システム、
これは非常に注目すべき問題だというふうにこの
文庫には出ておるわけでありましてけれども、これ
はどういうふうにお考えになっておりますか。要
するにアドバンス・レポート・システムというや
つは。

○説明員(清正清君) わが国においても現在ネッ
トワークという問題で調査研究を進めておりまし
て、昨日も申しましたように、四十五年度に書写
真をつくりたいと考えております。それを非常に
参考にしながら、ネットワークを結ぶという考え
方をとっております。

○矢追秀彦君 アメリカと日本の間のコンピュ
ターギャップということが非常に問題になってお
りますけれども、やはりその大きな原因の一つ
は、国が徹底的に向こうは力を入れてやってお
るということでありまして、で、そういう面で、行
管のほうは、いまレンタルでありますけれども、私
は買い取りにすべきだと、こう思うのですけれど
も、その点はいかがですか。そういうお考えはあ
るのか。しかしいますぐだと金がかかりますけれ
ども、そういう点の予算編成とのからみ合いでで
きるのかできないのか。そういう方向へ持ってい
くのがいいのかどうか。そういう点をお伺いし
たい。

○説明員(清正清君) 現在も政府の小型のコン
ピューターはレンタルにございませぬ。買い
取っております。それで中型、大型がレンタルで
使われておるわけでございます。いま御質問の
趣旨にのっとれば、ツースフト——十六時間、あ
るいは二十四時間政府において使うようになれ
ば、買い上げたほうが非常にコスト的にもよう
ございましてけれども、いまのところはワンシフ
トの段階で、まだその段階に至っていない。将来
考慮しなければならぬという立場と考えており
ます。

○矢追秀彦君 大臣にお伺いしますけれども、ア
メリカの場合はもちろん軍事ということも関係して
おりますけれども、アポロ計画等に見られる国を
あげての研究開発体制が確立をして、そうしてそ
れに伴ってコンピュターの産業というものが発
達をしておるわけです。日本の場合、まだそこま
でいってないのじゃないか。しかし日本でも宇宙
開発の計画もや軌道に乗りつつありますし、こ
れから海洋開発という問題も出てきます。そう
いった面でやはり政府がかなり大きなプロジェク
トを持ってやる必要があると思ひます。一応大型
プロジェクトの考え方も通産省のほうではあるよ
うでありますけれども、そういうただ機械の問題
ではなくして、要するに全般的な計画とい
うものを立てて、それに伴ってコンピュター産
業が発展をする、そういう何か方向はおとりにな
るおつもりがおりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府というものの機能
を考えますと、政府のやっております仕事の中に
は、確かに費用対効果の原則で割り切れる部門も
幾つかございまして、それから費用対効果の原則で
割り切れない部門もまたございまして、たとえ
ばアメリカの国防省あるいはNASAといったよ
うなところは、目的がもう非常にはっきりいたし
ておりますから、一定の効果をあげるために最小
限の費用はどれであるかというようにすることは、
いわゆるPERTのようなやり方でプログラムのエ
バリュエーションとレビューのテクニクという
ものが、わりに働きますしと思うのであります。
ですからわが国でも理屈だけから押していけば、

公共事業のようなものにもそういうことがかなり
行なわれやすいと思ひます。しかしながら政府自
身のもう一つの大きな機能は、一つの価値観を
持つてまいりますから、たとえば下水道を設ける
ことと学校をつくることとどちらが国民のため
いいかということになれば、これはもう価値観の
問題になりますから、そこでいわゆるマネージメ
ント・インフォメーション・システムでは割り
切れない、マネージメントというようなものとは
また違ったものが入ってまいります。そこで、政府
のいたします仕事にも、そういうシステムに合う
もので、合わないものとあると私は思っております。
その中で、アメリカの場合、比較的早くそういうも
のが進みました分野は、費用対効果の原則が働
きやすい部門であると考えております。ですから、
アメリカの場合でも、国防省から外へ出て、同じ
ような方法が、PPBSのようなものがどれだけ
伸びていくかというようにすることは、私は実は
問題があるのだらうと思ひて見ております。それ
はそうでございまして、そうかといって、わが国
の場合、費用対効果の原則が働くと考えられ
る部門、公共事業が一番いい例だと思ひますが、
そういうものについても、まだまだこういう手法
というものは入ってきません。これは、こうい
う手法が入ってまいりますと、つまりシステムと
してとらえられるものはとらえようということに
なれば、これはもう各省の縦割りの行政だとか、
いままでの予算要求の方法だとか、査定だとかと
いうようなことは、非常に実は変わってくるはず
なのであります。そうならなければならぬ。
そういう部門についてはそうならなければならぬ
と私は思っておりますけれども、現在までのと
ころ、PPBSのやり方をこの二年ほど前に基本
的に考え始めたばかりで、ごらんのように予算
の項目に番号がつけましたのは、二年ぐらい前か
らかと思ひますが、そういう非常に初歩的な段階
からいま始めたところでございます。

○矢追秀彦君 アメリカとのギャップの問題でお
伺いしたいのですけれども、きのうも自由化の問

題は少し出ておりました。もちろん自由化という問題も避けられないかも知れませんが、それよりも、日本のコンピュータ産業をどう強めていくか、保護ばかりするのじゃなくてね。特にソフトウェアの場合、向こうのものがそのまま日本へ入ってこないと思うわけです。特に日本の場合、非常に独特なところがあるから。たとえばアメリカの公害と日本の公害とは全然様相が違ふ。日本の都市の発展のあり方と向こうの都市の発展のあり方も違ふ。いろんな面で相当の違いがあります。私は、日本独自の開発というものができると、また日本でやったものがアメリカに逆に輸出できれば非常にけっこうなことでありまして、けれども、そこまでするのには、向こうの国にできる面がかなりあるのではないかと。ハードウェアの場合は非常にむずかしいかも知れませんが、ソフトウェアの場合は、政府が強力にやっています。私は、なかなか日本のないものができるのじゃないか。それが、非常に日本とアメリカのギャップを一つは埋めることにはなるんじゃないか。いまデータが出ておられるのは、何か表面的な数字ですね。そればかりのように思うわけです。もっと質的な面でも、もちろんそれはいま差はありますけれども、何とか埋められないかと、その点を私は考えるのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤一君) そういった点は、私、どうも御指摘のとおりだと思います。コンピュータが非常にいろんな面で使われるようになってまいりまして、そういった結果、やはりコンピュータのハードウェアあるいはソフトウェアの両面にわたって、これを極力汎用化し、量産効果を高めるといふような傾向にあるわけでございます。そういった面からいいたしても、やはり日本の場合には、いま御指摘のような、相当技術的なギャップがある。こういうことはもう歴然たる事実であるかと思ひます。ただ、こういった面もございまして、わが国で、じつは全然独自の創意工夫に基づく技術開発がないかとい

えば、これはそうではないのでございまして、これは日本独自の問題でございまして、たとえばハードウェアの面におきましては漢字表示装置、漢字というものは日本しか使えないで、漢字の表示装置、あるいはかな文字の読み取り装置、こういったものはやはり日本独自のものとして開発をされております。またソフトウェアの面では、これも御承知かと思ひます。地震震害を考慮いたしました構造技術計算用のプログラム、こういったものも、これは日本が地震国でございまして、日本でも開発をされております。また、最近新聞等でもだいぶ大きく報道されましたが、御承知の、NHKの放送番組の自動編成装置、このプログラム、こういったものも、やはり世界に先がけてNHKが開発をした。こういったようなこともございまして、何と申しますか、汎用的な面であるいは基礎的な面でギャップはあっても、やはり日本は日本なりに、いろいろな需要にこたへるべく技術者が一生懸命努力をしておる。そういった結果、いま二、三申し上げましたような例でもおわかりのように、ある程度日本独自のものも世界に先がけてできつつあるという現状ではないかと考えております。もちろん今後、いま御指摘のような公害問題あるいはその他の面、日本独自の面もございまして、そういった面の技術開発につきましましては、関係者、私どもを含めまして、今後ますます伸ばしていく分野であらうと、こう考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 まだ詳しいことはよくわからないのですが、イギリスの場合、それはICBMに對抗して、拮抗力というのですか、そういうのができておるといわれておるわけですが、これは、保守的な経済風土、あるいは投資促進法というのがあるにありまして、それがプラスをした、あるいはユーザの買い取り選択がレンタル制度の拘束を免れたと、そういうようなことがいわれておりますが、イギリスの現状と、これからどういう方向になつておるのか。あるいは、それ

は日本として学ぶべき点があるのかどうか。その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤一君) イギリスがいまどうなつておるかという現状につきましましては、いま手元に資料がございせんので、必ずしも詳しい状態がわかつておりません。ただ、イギリスにおきましては、やはりこれはヨーロッパ各国と同じでございまして、OECD機構を通じて、いろいろな形で情報も交換し、また技術レベルも高めておるようございまして、イギリスでは、こういったことのあるいろいろな研究の開始がすでに十ぐらい前から非常に熱心に行なわれておるといふことを聞いておりますが、やはり何と申しますか、研究の面では十年近くおくれをとつておる。また、いわゆるこれは工業化すると申しますか、量産すると申しますか、そういった面でも、やはり一、二年のおくれがアメリカにあるといふふうには、これはOECDの技術格差報告書には出ております。こういった面から、やはりイギリスにおきましても日本と同じように、コンピュータ技術あるいはソフトウェアの面、こういった面ではいろいろな努力が行なわれておるといふ現状のようございまして、日本と比べて一体どのような程度であるかというところにつきましては、いま詳しい資料が手元にございせんのでわかりませんが、いづれにいたしましても、ヨーロッパ各国、イギリスをはじめフランス、ドイツにおきましても、やはりアメリカとのギャップを非常に意識をいたしまして、これに追いつき追い越せという努力が行なわれておるといふふうに承知をいたしております。

○矢追秀彦君 結局、国際競争力を強めるのには、どうしてもやはり政府が、かなり公共的な部門で積極的に、特に高い技術を要する需要を政府がつかつていく、公共的な部門で。そうして、金ばかりですけれども、技術開発コストも含めた価格で国産メーカーに発注をしていく、こういうことがやっぱり一つ考えられると思うのですけれども、もう一つは、やはり公共事業の場合は、先ほども買い取りの問題を言いましたけれども、や

はり買い取りにしていく、こういう方向でやはり競争力を強めていかなければならないと、こう思ひます。

それから、もう一つは、国産コンピュータの体制がはたして現状でいかどうか。現在六社ありまして、これを一社に統合するといふのはこれは私もあまり感心しないと思ひますけれども、この六社というものがどういふふうな方向にあるべきか、まあいっそのこと統合したほうがいいのか、あるいはそれをどう協調してやっていくか。要するに集中生産を促進するとか、あるいはソフトウェアについては共同開発をしてやっていくとか、そういうふうな問題もありますし、それから、きうも出ておりましたが、高性能のコンピュータの集団開発、そういうようなことが考えられると思ひますが、そのほかまだあるかも知れませんが、要するに国際競争力を強め、これらのメーカーを強くしていくにはどういふ方向を考えられていくのか、具体的な問題で答え願ひたい。

○政府委員(赤澤一君) いまお話しのように、やはりコンピュータはIBMが御承知のレンタル制という制度をとつておりましたために、いろいろな影響を受けております。ただコンピュータにつきましても、やはりいま御指摘のように買い取り制度というものをできるだけ進めていくことが、ある意味ではコンピュータメーカーの資金繰りといひますか、資本の面からいいたしましても、資金の面からいいたしましても、それを案にいたしまして、そうして今後の研究投資をさらに進めていくという体制を固めていく意味におきましては非常に重要なことかと考えております。こういった観点から、私どももやはりできるだけコンピュータの買い取り促進をはかりたい、こう考えておまして、今年度から中型以上の買い取り電子計算機につきましては、税制でもって特別の優遇措置をとることになつておりました。すなわち、取得価格の五分の一の特別償却制が認められることになりました。その結果、初年度に五割の償却が可能になる、こういうことになつて

おりますので、今後はこういった償却制度の有利性に着目をして買取りが増加するのではないかと。また、さらにこういった方向に進んでいくことが私も望ましいと考えております。できるだけ多数のユーザーがこういった制度を使ってもらいたいと考えているわけでございます。

また、コンピューターメーカーの体制の問題でございますが、何ぶんにもこういった関係の技術は日進月歩と申すよりも非常にスピードで進んでおります。同時にまた、日本は、昨日も大臣からお答えがございましたように、まだ資本、物、両面にわたりまして自由化をいたしておりません。

こういった環境の中で、できるだけ各社の技術力を高めていく、そして各社の独自の製品というものをより出していくという努力をいたしてやるわけであります。で、コンピューターにつきましては、その需要はきわめて多種多用でございますので、そういった需要に応ずるために各社がやはりその創意とくふうを十分に発揮した各種のコンピューターがあるということは、今後の情報化社会の進展にも非常に有用なことでありますし、また、いま申し上げましたように、各種の技術力というものがまだまだこれから発揮をされ、進んでいくべきものと考えております。そういった状態でありまして、私もはにかかにコンピューターメーカーを、いわば数社に統合する——統合すると申しますことは機種の整理をするということになると思いますが——そういったことはかえって技術の開発力を弱め、また競争を通じて行なう各社の努力というものを減殺するという心配も持っているわけであります。こういった意味から、私もはにかかに——いまコンピューターメーカー六社、多いではないかという議論も一部にはございますが、必ずしもマイナス面だけではないで、むしろ現在の段階ではプラス面が多いのではないかと、こういった感じを持っております。

ただコンピューター本体ではございませんが、周辺機器につきましては、これはやはり合理化、標準化をはかるべきであらうということから、電子工業振興臨時措置法に基づきまして基礎的な周辺装置の集中生産カルテルを実施をいたしております。これでもってコンピューターメーカー六社が協定を行ないまして、現在紙テープ機器など七機種の生産を一機種当たり一ないし三社ということと分担をして集中生産をするというふうなことをしております。この周辺機器の集中生産につきましては、今後とも機種の追加を行ないたいというふうにも私も考えておりますし、またコンピューターメーカー自身もその方向には賛意を表して努力をしておりますので、こういった面から、やはりできるだけ周辺機器につきましても多量生産と申しますか、できるだけ標準化を進めてまいりまして集中生産を行ない、これによってコンピューターメーカーの技術なりあるいは資金面における強化をはかっていきたい。こう考えておるわけでございます。何ぶんにも非常に大きなIBMという世界的な巨人が大きく支配しておりますから、私もはにかかに巨人に対しまして、あらゆる面からコンピューター技術の向上またその研究開発の促進といった面からあらゆる努力を続けてまいりたいと考えておるわけでございます。

矢追秀彦君 いま標準化の問題出ましたが、さっきも出ましたし、きのうも出ましたが、アメリカではUSASIというのが中心になって、NBS自身が計画的にこれを進めているわけではなく、USASIの一員として市場の一〇%を占める政府需要と伝統的な基礎研究をバックに中立的な立場で強い発言力を持っている、こういうふうにいわれておるのですが、日本の場合にはこういう発言力がどの程度あるのか、あるいは中立的な制度になっておるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 先ほど若干お答え申し上げましたが、標準化の問題は御承知のように日本工業標準調査会というものがございまして、ここではメーカーあるいはユーザー、また官庁関係の技術者並びに学界等の方々も広く参加をして

いただきました。いわばそういった非常に広い視野で標準化を進めております。情報処理につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、四十四年度から情報処理部会をこの標準調査会の中に設けまして、規格の制定を審議をいたしております。特に現在ではソフトウェア関係のものが多々ございまして、全体といたしまして二十六規格が制定をされておるというわけでございます。

矢追秀彦君 次に、きのうも相当議論の出ました通信回線の利用の問題ですが、現在の電話線につけていく方法がはたしていいのか、まあ私はやはりこれからの大きな発展を考えた場合、別に敷くべきだ、別に新しいものを。そして現在の通信はそのままにしておいて、ある程度の利用は自由にする、そういう方向にしないと、現在でもなかなか電話の線、電話と電報の問題がある現状において、やはりうまくいかないのじゃないか。むしろそういうのを何とか修正したりいじくったりする費用よりも、新しいのをはつきりつくったほうが将来いろいろなものが全部つけられますから、これからケーブルの時代もくるでしょうし、いろんな社会を考えた場合、たとえおそくてもいいから別のものを、それは電電公社がどういふふうにするか、どこがやるか、それはまた検討されるとして、そういう方向がいいのじゃないか。ただし、現在の電話線というものはある程度の小さなものについてはそれを利用していく、こういう方向がいいのじゃないか。ちょうど国鉄の場合、新幹線というものができて大きく日本の社会を変えてきたわけですから、そういうふうな、ちょっと電話と性格は比較にならないかも知れませんが、そういうふうな感じを私は受けるのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(牧野康夫君) お答え申し上げます。電気通信回線、ただいま日本で始められております電気通信回線は、昨日もお答え申し上げましたように、また先生がたまたま御指摘のように、これは電報と電話を疎通させるためにつくったものが大部分でございます。最近に至りまして技術の進歩によりましていろいろ新しい情報手段というものが開発されてまいりますとともに、それらを多く疎通させたいと、こういう希望が多くなってきたのも事実でございます。これらの情報の質、電話とそれ以外のものとは、かなり質において、電氣的性質において違った面を持っておりまして、同一の設備をもってこれを疎通させるといふことは非常にむずかしい面が出ております。そこでそれらを別々に、データ通信ならデータ通信のもの、あるいは画像通信なら画像通信のもの、その他ファクシミリのもの、それから電報、電話、それそれぞれにやるほうが経済的により望ましいではないかというたゞいまの御指摘の点につきましては、もちろんわれわれもそういうことを検討しなければならぬ段階でございます。しかし電氣の性質が違ふといひましても、根本的に違ふというわけではございません。似通った点も持っておりますので、幹線の部分については別にいたしまして、末端の市内の、東京の町の中、大阪の町の中を分配するような疎通する線路につきましては、これはある程度共用することができ。つまり高級な回線を全部持たなくても、ある程度の回線でもってそれを疎通させることができないではないか、ここをわれわれは総合通信網というような概念に立ちまして、全体あらゆる種類、いろいろな種類の情報通信というものを包含してネットワークを組むことができるように、そしてそれがより経済的になり、国益に資するような形にネットワークを仕上げていくということ、総合通信網を形成することに努力しようというところで、技術の進歩と相まちまして、それらを寄り寄り練っている次第でございます。

矢追秀彦君 やはり電氣通信回線の利用に対して制度というものが整備していかなければならぬと思うのですけれども、その将来計画はどうなっておりますか。

○政府委員(牧野康夫君) 電氣通信回線を整備するといふ点でございますが、これは年々増大いた

します電話の需要に対してもちろん整備していかねければなりませんし、それから現在のいろいろなデータ通信を初めとする多様な情報サービスに対してこれを充足できるように整備をはかつていかなければならないと、こういうふうに考えております。

○矢追秀彦君 具体的なプログラムはないのですか。

○政府委員(牧野康夫君) 具体的な問題は、現在の伝送線路、伝送線路というものはいろいろ種類がございます。無線もございまして有線もあつて、有線の中にもいろいろの種類のものでございまして、それらも逐次整備していくということでございます。現在具体的に申し上げると——具体的という表現は、かなり一般論としては成り立ちにくい表現になるのでございますが——着々整備しているというふうにお答えさせていただきます。

○矢追秀彦君 次にJ E C Cのことを、きのうも出ておりましたけれども、新聞報道などで事実かどうかあまりはつきりしませんけれども、J E C Cが内閣で揺れるとか、J E C Cの性格がいろいろで企業努力に欠けるのじゃないか、あるいはJ E C Cの最大の利用者は富士通信、日本電気計算機の両方で、利用度合いが平等でないという不満が隠されておるといふ記事が、これは昨年の十月でありますか、出ております。要するにJ E C Cというのは現在の方向でいけるのか、あるいはまた何かこれを改組するというような方向が出てくるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤璋一君) J E C Cは御承知のように電算機のメーカーがレンタルをいたします場合、一応このJ E C Cというところで集中的にレンタル資金をまかなう、こういうためにつくられたものでございます。そういうことでございまして、J E C Cの利用先は広くわが国産業、官公庁全般にわたつておるわけでございまして、この制度に基づきますレンタル制度ということで、まあコンピュータを導入いたします企業、あるいは

は官公庁もそうでございますが、買い取りの場合に必要な巨額の資金負担というのから解放されたいという、免れるといったような意味で非常に大きなメリットがあるわけでございまして、またJ E C Cの出資メーカーのJ E C C資金の利用でございますが、これはマーケティングといひますか、販売の面は、いずれも各メーカーの競争にまかされております。J E C Cが販売をするということでもございまして、各メーカーがそれぞれ自分の開発した電算機というものを需要先に販売をいたしておられます。したがって、資金の利用の度合いといひますのは、それぞれメーカーの製品の開発力あるいは市場の開発力、こういったものの反映であるわけでございます。一方またJ E C Cの出資の分担でございますが、これにつきましても、いま申し上げましたような意味でのメーカーの利用度合いというものを十分に加味をいたしましてこれがきめられておるわけでございます。そういう意味からいへば、J E C Cの資金が何かJ E C C自体の考え方のもとに一部の企業に偏在しておるのではないかと、いふふうには私も全然考えておりません。あくまでこれは各社が自社の技術開発力あるいは市場開発力といったものの反映でございまして、J E C C自身がどうこうするといふような問題ではないわけでござい

ます。また、J E C C自身の問題からいひますれば、そういった多額の資金を必要といたしますので、財政投融資の計画の中で開帳からもここにお金を入れておられますが、そのほか市中銀行等の面からも相当な借入れをいたしておられます。こういった面、今後なおJ E C C自身が、資金調達面、レンタル収入の増加の面等々で十分な努力をする余地はあると思ひますし、また今後とも大いに努力をしてみらなければならぬと私も考えておりますが、現在のJ E C Cの体制を根本的に変えるといふようなことは私もとして考えておりません。

○矢追秀彦君 またちょっとさっきの話に戻つて恐縮ですが、コンピュータ産業育成の問題でありますが、ソフトウェアの開発企業に育成をするためのやはり基盤というものを形成していかねばならぬと思ふのです。それに対しては、政府としてはどういふふうな策があるのか。さらにソフトウェアの流通の促進、これはどういふふうなことでいくのか。さらに周辺機器などの分野では、かなり中堅的な企業、こういったもの育成ということも言われておりますけれども、その辺の三点について政府としてはどういふ方向をお持ちか。

○政府委員(赤澤璋一君) いまの最初のお話の二点がまさにこの法律のねらつておるところでもございまして、御承知のようにソフトウェア会社まだ揺籃期といひますか、ごく初期の段階でございまして、日本では二、三十社がまだあるにすぎないわけでございまして。こういったソフトウェア会社が今後育つていくためには、何よりもまず必要なのは技術の問題でございまして。こういった面は、もちろん文部当局あるいは私どもにおきましても、こういった技術者が、いわば学校教育、社会教育、研修制度、こういったものを通じて技術者を漸次伸ばしていくということが何よりも必要であらうと思つております。

それから第二の問題は、ソフトウェアと申しますのは、何と申しましてもいわば知識の産物と申します。頭脳労働の産物でございまして、いわば固定財産として担保の対象にもなりにくい、こういったところからソフトウェアの開発資金というものが非常に困難を來たしておるといふ状況でございまして。そういったことから、この法律にもございまして、今度の事業協会におきましては、こういった面の資金負担をできるだけ援助をしてやろうということ、この事業協会が、ソフトウェアの会社が借ります資金、ソフトウェアの開発資金、こういったものにつきましては保証してあげましよう、こういったことでソフトウェア会社が資金の調達が容易になるようにとめてまいりたい、こういったふうに考えておるわけでござい

ます。

また、第三点でございますが、周辺機器の問題につきましましては、お示しのとおりやはり中堅企業等が多いわけでございまして、こういった点につきましましては、私ども先ほど申し上げたように、できるだけ周辺機器の集中生産体制をとるように進めてまいつておりますと同時に、電子工業振興臨時措置法に基づきまして財政投融資の面、特に開帳を通じましてこういったものの必要な設備資金を低利に貸し得るよう努力をいたしております。四十四年度におきましても、この周辺機器だけで約八億圓開帳資金が投下をされております。こういった面、できるだけ周辺機器をつくつておりますメーカーが所要の設備を行ない、技術の向上をはかり得るようにつとめておる次第でござい

ます。

○矢追秀彦君 次に、これからだんだん情報がはらんをして、現在でもはらんをしておりますけれども、ますます多くなつてくるわけでありますけれども、情報公害といふのはちょっと適当なことばかどうか私もまだ結論を出しておらないけれども、こういう問題がこれから出てくると思ふのです。要するに間違つた情報で世の中が変な方向に動いてしまつたり、この間もタマネギが暴騰した、これは農林省の収穫予想が違つておつたのだという新聞報道が出ておりました。こういった問題がこれから出てきて、これは野放しにしておくと、それに対して罰則規定というものが検討されるべきなのか、その辺はいかがでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は昨日長田委員のお尋ねに一部ございまして、私が先ほど申し上げておりました基本法というふうなものともやはり関連があると思ふのでございまして、つまり情報化社会では、電子計算機等々の影響というものは非常に大きい。どの部分が影響を受けるかというよりも、どの部分が影響を受けないで済むかと考えたほうが早そうに思ふくらい各方面に影響を及ぼすと思ひます。その場合、そういう情報を悪用した者、それから故意ではないが過失によつて

と思います。まあFORTRAN、COBOL、ALGOLとかございますけれども、そしてわが国でもだいたいそういうものを始めた技術者の数が幾らか出てきたようだけれども、とうていこういうものを使いこなせる数はアメリカに比べくもございません。したがって、こういうものは結局学校教育等になりますか、を通じて勉強してもらおうということが第一。しかし、これが普及版になるということが、いづという形でまいりますか、私にわかりません。なかなかプログラマ・ラングエジまでわれわれがわかるというまでには、ちょっとなかなかたいへんなのではないかと思います。そういうふうにしていいプログラマをつくる人がたくさん出てきて、さらにその上にシステムエンジニアが多くなりまして、全体をシステムとして考えるという、これは学校教育でも私はかなりやれることだと思います。そういうことが先立たないと、なかなかいいようなことにならないのじゃないか。もっとも、簡単なことでございまして、それこそ公衆電氣通信法が改まりまして、そうして家庭でもある程度の計算やなんかはターミナルを持っておればできるというようなことになるのは、そんなにむずかしいのかと思いますけれども、これはしかしおのずからできる範囲が限られてくるだろうと思います。結局しっかりしたデータバンクができて、そこへ照会することによって知識が得られる。図書館なんというものは本をたくさん持っておるところから、一部マイクロフィルムをかなり持つようになりまして、それが今度はドラムなり磁気テープを持つということになって、それでわれわれが情報を検索することができ、そういうことになっていくのかと思います。また、そういうふうにならなければならぬと思います。

私自身はもう電子計算機を使う能力はございませんので落第でございます。

○矢追秀彦君 最後に二点だけ伺いして、お昼ですから終わりたいと思いますが、一つはきょうも議論に出ておりましたし、先ほど少し出てお

りました。がプライバシーの問題ですけれども、新経済社会発展計画の中にも「一方、情報流通の活性化が、プライバシーの侵害や企業機密の露えいと結びつくことのないよう、モラルの形成等をはかる」とともに、ソフトウェアの権利保護のための制度の確立に努める」、こういう一項が設けられておりますけれども、これに対する具体的なお考え、特にそのソフトウェアの権利が、はたして著作権に近いものと考へたほうがいいのか、あるいは特許権のほうの権利というふうな方向でいったほうがいいのか、その点はどういうふうにお考えになつてゐるか、それが一つと、もう一つは中小企業ですが、中小企業に対して、これからどういふふうな情報化時代に応じた中小企業の情報化の促進というものを考えておられるのか、この二点をお伺いして終わりたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) 情報化の促進に伴いますプライバシーの保護という問題は、いま御指摘のように非常に重要な問題だと思います。もちろん情報の増大、その処理のスピード化、こういったものからいわれる私どもの周囲に非常に大量の情報が出てまいりますと同時に、各人各人の持つております個人の関係の情報というものがやはり処理をされ、整理をされ、そしてある意味では、うっかりするとこれが外に流れてしまふ、こういうことになつてゐるわけでございます。そこで、こういった問題はどの程度までこれを防ぎ得るかという問題は、一つにはハードなりソフトなり両面にわたります。技術的な問題が一つあるかと思ひます。こういふような技術的な面でどういった機密の漏洩と申しますか、プライバシーの保護のため、あるいは企業の機密の保護のために必要な措置が何かできないかという一つの研究課題であらうと思ひます。ただ、機密の保護という技術的な問題だけでは、この問題は片づかない問題あるいは片づかない面もあるわけでございます。こういった面につきましましては、逆の面から申しますと言論の自由であるとか、そういう面がまたあるわけでございますので、その辺非常にこの問題を

法制化をしていくという点については、先ほどちょっと大臣が触れられましたように、各般の有識者の御意見を十分聞きながら、また現状における各種の法律制度、こういったものの面も踏まえながら今後解決していく必要があるものと考えておるわけでございます。この点につきましましては、おろく今後十分検討がなされる必要があると思ひますが、あわせて御質問になりました権利化の問題、ソフトウェアあるいはプログラムというものがどういふふうな特別の権利として認められるか。いま特許権とか著作権とかいうお話がございましたが、現在まで私どもが検討いたしておりますところでは、どうも現行特許法の条文等から申しますと、直ちにこれを特許というふうに見ておけるには非常に困難があるというふうに見ております。また実際問題といたしまして、これを特許権というふうにいたしたとすると、実際問題としてこれが公開されることになるわけでございます。特許の公開問題、こういった問題とからんで、やはり問題もあります。また特許の関係でこれを審査をするということになりますと、きわめて膨大な審査資料が必要であるということから、実際問題としてはなかなかこの審査が行ないにくいというよう難点もあるやうに聞いております。それから著作権の問題でございますが、これは御承知のように表現形式というものが著作権の対象になつております。ただ、表現形式でございますので、表現の内容、これについては実は著作権の対象になりません。内容というところになつてまいりますと、いまのプログラミングというものが必ずしも表現形式だけで保護されるかというところが、必ずしもそうでないということになります。で、これまた著作権の対象とするにはいろいろ問題があるというふうにも承知をいたしております。こういった問題も今後の私ども情報化を進めてまいります場合の重要な課題でございますので、いま申し上げましたような点がどういふふうに進められるか。現に先進国、こういった面での先進国と思はれますアメリカにおきましても、

現在特許の対象にもなつておりません。著作権というところで一応規定はしておりますが、これだけではきわめて不十分であるというところから、放送学界またコンピュータの学界等からも、これでは不十分であつて何らかの措置が必要ではないかというところで、現在議論が重ねられておるというやうな現状でございます。日本においてはまだそこまですべてございせんが、今後この点もまた十分究明すべき重要な問題であらうかと考えます。その点は御指摘のとおりだと考えております。中小企業の問題につきましましては中小企業庁のほうから御答弁を申し上げます。

○政府委員(外山弘君) 中小企業に対して情報化の促進にどういふ対策を講じていくか、こういう御質問かと思ひます。

情報化社会の進展に対応いたしまして、中小企業の経営を情報化していくということは、中小企業の経営力を強化していくためにも非常に重要な要件であらうと思ひます。しかしながら、中小企業が人材の不足とか資金の不足とか、大企業に比べて情報化社会への適応がむずかしいという点がございします。この意味で中小企業の情報化対策といった点は、今後の中小企業施策の重要な柱としてますますその重みを加えていくのではないかと、こういうふうな考えをいたしております。このため、従来から中小企業の情報化対策という点は進めておりますが、今後ともその拡充につとめてまいりたいと考えているわけでございます。まして、いろいろな施策がそれぞれに中小企業にも恩恵が与えられるというふうなところになると思ひますが、中小企業庁として考えております点は、第一に中小企業に対する情報提供事業でございます。四十三年度から振興事業団におきまして中小企業に關連する内外の情報を収集し、都道府県の総合指導所というものを通しまして中小企業に提供してまいります。それが第一点でございます。第二に、中小企業の経営情報処理体制の確立といった点でございますが、従来から中小企業の

最後に中小企業の問題ですが、これは近代化といふことにも関連する問題だと思いますが、要するに、中小企業が近代化するということは、逆に言えば中小企業を一面においては苦しめる面があるわけです、うまくやらないと。公害の問題もございましょうから、公害を防止しなければいけない。それで公害防止のための機器をつくる、お金がかかる、お金を借りる、借金がなかなか払えないという現状があるのです。だから情報化社会、情報化に應じて中小企業にいろいろの施策をやらなければなりません、それは逆に中小企業に対して非常に負担になる。こういう問題が絶えず近代化促進という面、あるいは公害防止の面に必ず出てきているのであります。そういう点を大臣はどういうふうに解決されようとしているのか、その点を聞いて終わりたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) よく見当が付きませんが、中小商業あるいは工業、結局電子計算機によるサービスというものを、たとえば銀行が自分と

休憩前に引き続き情報処理振興事業協会等に関する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次、御発言を願います。

○須藤五郎君 通産大臣一々立って答弁なさるのもしんどいですし、私も立っているのはしんどいから、少しすわってやろうじゃないですか。

私は、コンピュータを中心とするこの情報処理技術というものは、科学技術の発展史上大きな意義を持つておると、その点から、きわめて豊かな将来性を持つものであると、こういうふうに私は考えております。それと同時に、その進歩発展を望んでおるということを申し上げることができ

この二点についてまずお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) それではお許しを得まして着席のままで……。

電算機の現在の実働台数はその後、須藤委員言われました数字よりももう一つ新しい数字は、五千六百台というふうに承知いたしております。そうして国産のメーカーが六社、全体の国産化率が五二％というようなことになっておりまして、この設置台数も年とともにふえてまいりますので、金額につきましても、先ほど須藤委員の言われましたような見通しになってまいるかと存じます。

なお、産業別利用状況等につきましては政府委員

の販売先の調査等から推定をいたしてみますると、中小企業で独自に電算機を導入しているものは、まず三百社か四百社程度ではないだろうか、こういう推定をいたしております。このほかになおいわゆる計算サービスセンターと申しますか、そういうような計算センターなどが二百八十社余りございます。この大部分は中小企業でございますので、こういう全体を含めましてもまあ六百社前後というくらいな、数からいえばきわめて少ない企業がそれぞれ電算機を利用しているのではないだろうか、これはほんとうの推定でございますして、私も確たる自信はございません

が、一応そういう状況と承知をいたしておきます。

○須藤五郎君 ここに産業構造審議会のつくった答申の中に、少しそのデータがあるわけなんです。これ実際のところ六十八年までしかこれに出ておりませんので、新しいデータが出ましたら、中小企業のデータとともにひとつ資料として出していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○政府委員(赤澤璋一君) 中小企業の方は、残念ながらまだ、いま申し上げたように推定数字でございまして必ずしも正確なものではございませんので、なおそういうものにつきましては調査ができましたらそのときにお届けを申し上げます。それから設置台数、納入台数あるいは生産台数、こういったものにつきましては、歴年の四十四年あるいは四十四年上期、あるいは実績設置台数につきましては四十四年九月末現在の調査というものがございまして、後刻お手元に差し上げます。

○須藤五郎君 次に、群馬銀行システム、万国博システムとか、データ通信システムが動き始めておるといふことを聞いておりますが、データ通信システムはどういうようなものが動いているのか、また計画されているのか、お伺いします。

○政府委員(赤澤璋一君) いまデータ通信と称するものが全部どの程度かということについては、いまちょっと手元に資料がございませんで、詳細調べてなお御質問の途中で正確にお答え申し上げたいと思いますが、私の承知いたしておりますところでは、比較的大がかりないわゆるデータ通信と申しますか、電話回線を利用いたします情報処理、遠隔情報処理としては、地方銀行が為替業務について一つのシステムをつくっております。これが比較的大がかりな一つであろうと思っております。

そのほか、なおこれに類するようなものが数件あるはすでございますので、その点、ちょっと調べまして、御質問時間中にお答えできるようにいたしたいと思ひます。

○須藤五郎君 それじゃお答えは後ほどいただくことにしまして、次の質問にまいりたいと思ひます。

電算機導入の目的について質問するわけですが、政府は、大企業が電算機を導入する目的につきまして、どのように御理解をいらつしやるのか。これは宮澤大臣から伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般にわが国でいままで電子計算機が利用されてまいりましたことに初期の段階では、計算でありましたとか、あるいは統計表の作成でありましたとか、比較的単純な目的に用いられてまいりましたわけですが、その後及びこれからは、ますますさうでございしますが、計画でありますとか予測でありますとか、あるいはデザインでありますとか、そういう事後でない、事前の、人間の思考を助けるような姿で用いられる可能性が、今後ますます大きくなってまいると考へております。したがって、大企業において、企業の種類にもよりますが、給与計算、財務計算というふうなもの、これはもうそんなことだけで電子計算機を使うことはもうないこととございまして、将来のセールの手段であるとか、あるいは自分とところの品物のデザインであるとか、あるいは会社全体のマネージメントのあり方であるとか、それからさらに会社そのものをシステム・アナライズをすることにしまして、会社そのもののあり方をもう一つシステム化していくといったような方向に用いられる。さらには、場合によりましては遠隔にありまして工場機械を操作するためのいわゆるニューメリカルコントロール、数値制御といったようなことにも使われてまいることになると思ひます。

○須藤五郎君 日本経営情報開発協会のアンケートをもとにしましてつくつたものでありますが、私の手元にあります資料によりますと、電算機の導入は人件費の削減、それから業務処理の迅速正確化など、人減らし、合理化を目的としておると、こういうふうに書いておるわけですが、具体的に私は、先ほど質問しました金融機関の場合を申し上げますならば、次の四つを目的としておるといふことがはっきりしておるわけですが、まず第一は、大量事務処理体系の確立です。それから二番目は人員削減などによるコストダウン、三番目は営業体制強化による顧客サービスの向上、四番目は経営管理仕様の充実高度化。これは明らかに労働者にとりましては強制的な配置転換や著しい労働強化をもたらすものにほかならないと考へますが、このような電算機導入のあり方につきまして、政府はどのように考へていらつしやいますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私が考へておりますことを率直に申し上げますと、電子計算機が導入されることによつて人間の単純労働というものはかなり省かれていくことになると思つております。そうして、わが国の労働の需給関係から申し上げますと、したがって、一人当たりの労働の生産性は電子計算機を利用することによつて非常に高められるであろう、ことに電子計算機が、先ほど須藤委員からも御指摘のありました経営の高度化、合理化といったようなシステムの開発に電子計算機が働きますと、それによつてさらに経営全体の生産性が高くなる。と申しますことは、一人当たりの労働の生産性が高くなるというところでございす。したがって私は、わが国の労働のこれから需給関係を考へてまいりますと、電子計算機の導入によつて労働の条件というものは非常によくなる。悪くなるのではなくて、むしろよくなるというふうには考へております。ただ問題になりますのは、経過的に、従来単純労働を自分の特色、技術としておつたという人々が、電子計算機によるオートメーション等にどうやって対応していくのかという経過的な問題はあろうかと思ひます。これはしよせん社内教育の問題でございすから、その職業教育を受けながら、私は、日本の非常に質のいい労働力であれば十分にこれに対応していくと考へますので、結局、経過的なものをも含めまして、将来にわたつて電子計算機の導

入というのは、企業の生産性、したがって労働の生産性を高めていく効果があると、私はそういうふうに考へております。

○須藤五郎君 私たちは社会主義の社会というものを目標に努力しておるわけなんです、オートメーションの問題にしまして、この情報化の問題にしまして、やはり社会主義時代にもこれが十分生かされていかなきゃならぬ問題だと、こういうふうに考へております。しかし、今日このいわゆる資本主義制度の中で、このオートメーション化という問題がすぐ労働者の人減らし、配置転換とか、それから労働強化というふうな線につながつていくという点で、私たちはそう簡単にオートメーション化に賛成をしないわけです。しかし性質のものであるから、その場合には労働者の人減らしとか、それから労働強化とか、そういうことにならないというその条件の中で私はそれを進めていく必要があると思ふのです。それからこの情報化の問題も、同じような立場でこれを進めていくという問題で、私は問題があるといふふうに思ふのですが、今日のいわゆる金融業などです取り上げているような、大金融業、それから大会社、企業で情報化システムを取り上げる。そこにはやはり利潤の追求という問題が中心になつて、労働者の幸福とかということが私は中心になつていないように思ふのです。もしもそれがほんとうに労働者の幸福という立場になるならば、オートメーションで物がどんどん生産されるならば、人を減らすのではなく、労働時間を短縮する、労働力をむしろ弱めたり少なくなつていくという点でそれを採用して改革していかなきゃ、将来にわたつての方向とは、私たちがやつていくという方向とは、逆の方向になつてしまふ、今日方々の工場でオートメーション化が採用されることに対して労働者が反対しているのも、通産大臣御存じだと思ふのですが、やはりそういう立場に立つて反対をしているのだと思ふのです。だから、そういう懸念を労働者に与えない労働時間の導

短縮、労働の強化にやなしに、むしろ労働を弱めていくといいますが、案にしていこうという点でこれを考えていくという必要が私はあると思うのですが、そういう点につきまして大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 企業が電子計算機を導入した場合は、もうおっしゃいますとおり利潤を増大したいという動機がございまして、現在のわが国の体制でそのとおりであると思えます。そこで問題は、そのように増大いたします利潤がどのようにして分配されるかということになるのではないかと思います。この体制を前提にいたします限り、で、わが国の労働の需給関係から申しますと、もう労働は供給は逼迫するばかりでございますから、この利潤と申しますか、あら利益と申し上げておきますが、この分配が労働側に対して時間とともに厚くなるということは、私はこれは当然のことであると思えます。企業にとって利潤がございませんでしたら、労働に対してそれを分配することもできないわけでございますから、これは利潤と申しますことがちよつと正確な表現じゃございせん、ほんとうは労働のコストというものがそれ以外の節約によつて上り得るという意味でございまして、つまり労働が上がつていくというところでございまして、そういう意味では電子計算機の導入は、私は労働側にとつて決して不利ではない。失業者があふれておるような国でございまして、これは別のことが言えるかと思ひますが、わが国の現状ではそうではないと思うのでございまして。そこで、労働側にとつての変化は、したがって給与水準が上つていくということ、次にやはり時間の短縮ということ、これは私は必然であると思ひます。及び労働の質と申しますか、内容が変化をする、つまり単純反復の筋肉労働から頭脳の労働のほうに移つていく、こういったような変化があらわれると思ひます。で、時間が短縮されるということは、これは労働にとつては歓迎すべきことであると思ひますし、また単純反復筋肉労働から頭脳労働に移つ

ていくということも、わが国のような教育水準のある国においては、これも労働の側に歓迎をしてもらつていいことであると私もは考えております。

○須藤五郎君 この法案のそもそも立法に際しまして、目的という条項に「情報化社会の要請にこたへ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と、最初こうなつておつたわけですね。そこへ衆議院のほうで問題になつて、「国民生活の向上及び」という字句が入られたわけなんです。立法の精神そのものが、最初は国民生活の向上というようなことは、これが忘れられておつたというよりも、頭の中になつたということが、たまたまこの法案の第一の目的のところにはあらわれておると思ひます。だから私はいまのような質問をしたわけなんです。やはりこの法案の目的はもと、「国民経済の健全な発展」ということにはなつておるが、大企業の利潤追求というところにももとの考えがあつて、国民生活の向上なんというところは頭になつたということがここにはつきり私には出ておると思うのですが、大臣どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実はこの点は私自身最初からちよつと気にしておつたところでございます。と申しますのは、先日來いろいろこの基本法についての御議論が当委員会でございますが、私も各省の間でこの法律を議論いたしましたときに、基本法というところは当然だれの頭にもある。しかしそれがいまだどういふ姿のものになるかはだれもわからない。いわば情報といったようなものについて、これが最初の法律案でございまして、各省ともその将来の基本法の方向を間違つて先取りをしてもらつては困るという気持ちでございまして。そこで、けさはとも申し上げましたように、で、上がつたものは非常に意識的に間口の狭い法律案として御提案を申し上げるようになったわけでございます。で、本来であります「国民生活の向上」というようなことが言ひたいところでございますが、そういういたしますと、

「国民生活の向上」ということであれば、これはもっと広い基本法的なものにならなければ目的としてはおかしいのではないかと議論になりまして、そこで、私もそれではもう意識的に目的の範囲を縮めましょうというところで国民経済に限つたわけでございます。国民経済に限つてこのハードウェアなりソフトウェアなりをその角度から育成していこうということ、わざわざ目的を狭く書いたわけではございまして、ただいま申し上げたようなことではなくて、ただいま申し上げたようなことではないから、より広い視野を意識的にとらなかつた。これに各省の権限の問題もございまして、見解の相違もいろいろ複雑なことがございましてそのような結果になつたわけでございます。

○須藤五郎君 この点はもと私は質問を続けたと思うのですが、ここにばかりこだわつていると私は時間が足りなくなつてまいりますので、次の質問に移りますけれども、しかし、それならね、大臣は何でこの衆議院の修正に應じたかということですよ。矛盾しやしませんか。やっぱりそういうことが頭になつたからこういふことになつたと、そこが衆議院で指摘されて、そうして修正されて、そうして大臣はこれはもつともだというふうになつてこの修正に應じた、こういうことになるのじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこで、その次にまたいきさつが実はございまして、御承知のように、この法律案を出しますときには、主管大臣という觀念がやはりございまして。そうしますと、「国民生活」ということになりましたと、これは通産大臣無関係ではございせんけれども、主管大臣ではないというのが、まあ何となく一般的に受け取り方でございまして、そこでまあ第一條をこういふふうにしたところ、この第三條の一項の二号でございまして、プログラムをつくるというところがございまして、で、衆議院の御質問は、このプログラムは産業だけのことであるか、もう少し広く国民生活

に關係するようなプログラムというものはあり得ないのかというお尋ねがございまして、それは何もこの場合に経済産業に限る必要はないわけではございまして。ほんとうに国民生活に、たとえば医療にいたしましてもあるいま厚生にいたしましても、プログラムがいふものができればこれはつくつて一向に差しつかえないという、これは論理上そういうことになりまして、そうなること、この一條で「国民経済」と狭く言つておるのとはおかしいのではないかと、こういうことへお話が返つてまいりまして、で、院の御修正でございまして、この政府の中での主管大臣とかというようにすることは、院としてはこれは当然お考えになる必要のないこととございまして、結局私も行政の立場を離れて、主としてこのプログラムとの關係から一條の御修正があつた。私はそれは首尾一貫したお考えであるというふうにお考えましたから、政府といたしましてその御修正に異存はございせんということをお申し上げることにいたしましたわけでございます。

○須藤五郎君 まあ先ほど私が申しましたこのオートメーション化の問題にしましても情報処理の問題にしましても、やはりその主眼点は大企業、企業の利潤追求のみならずやはりそこに働く人たちの幸福、大きく言えば国民生活の向上です。ね、幸福のために役立っていくんだ、こういうふうには大臣も考えていらつしやるんでしょ。そのとおりですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) さようでございまして。○須藤五郎君 そこで、現状におきまして情報処理技術が国民のために利用されることがきわめて私は少なく、情報処理手段を独占する大企業の利潤追求のために用いられておるというところ、私は今日指摘をしなければならぬと思ひます。情報処理手段が特定の階層で独占されるのではなく、一般の人々に行き渡る必要がある。岸田純之助さんという方が情報化時代と電算機の役割りという文章の中で、そういうふう述べてなから、次のように情報化社会に予想される一つの懸

念というものを表明されていらつしやる。大臣もお読みになつてゐるだらうと思ふんですが、その中でこういうふう述べてゐるんです、岸田さんは、「知的エリートと一般の人々のギャップあるいは情報を専有する一群の管理者層とそれにあやつられる市民との画然と分離される危険があげられる。もし情報処理手段が政府に独占されたら完全な管理社会になつてしまふ。それは独裁政治の社会にもつながる。また、企業にだけ情報処理手段があつて一般の人々に与えられていなければ、人々は職場で機械の一部として働かされてゐるという感覚しか持ち得なくなつてしまふ。」こういうことを書いていらつしやるんですが、これはことばをかえて言ひましたならば、情報化に伴ひまして、情報を独占する国家や独占体が国民大衆に對し、情報を一方的に注入することによりまして、大衆操作を行なう危険性が同存在することにもなると思ふのです。この点、政府はどういうふうにお考えになるのか、このような懸念はないと断言されるのか。

【理事川上為治君退席、理事大谷藤之助君着席】

このような危険性はないと断言されるのか。どのようにして懸念を解消し、また危険性を打ち消していられるおつもりか、この点伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 情報が高度化した結果、社会をリードしていくのは、その情報に直接つながらるところのいわゆる一群のエリートであつて、それ以外の国民は社会を動かして行くというグループから一種の疎外感を持つようになるのではないかと、これは、私の記憶では最初にお申ししたのはダニエル・ベルでございます。いま岸田純之助さんも同じことを言つておられるわけですが、そういうことは前から懸念されておりました。これが第一の問題でありまして、これに對処することとしては今朝も申し上げましたが、そのようにして労働から解放された人たちが、いかにしてその余暇と所得とを人間らしい有

用な目的に使へるか、あるいは使えないかということ、そのような疎外感が生ずる、生じないというところが分かれる。したがつて人間が情報化によつて解放された所得と時間とをどう使うに使えるか、使えないかということ、私はこの情報化社会の成功、不成功が分かれるというふうな考へておるわけでございます。

それから、第二の点でございます。第二の点では、そのようにして高度化した情報が少数者の手に握られることによつてあるいは政府が独占することによつて国民をどつちへでも向けていけるのではないかという問題は当然にございます。当然にそういう危険が私はあると思つておりますので、そこで情報産業というものが国家の独占事業であつてはならず、それはやはり私企業の自由な競争の中に育たなければならぬというふうな考へるわけでございます。この点との連関でしばしば問題になっております公衆電気通信法の改正ということがござりまするわけで、政府といたしましては、公衆電気通信法を改正しようという心がまゐつてございます。この国会にも提出を申し上げたかつたわけでござりますが、準備が間に合ひませんで後刻御提案を申し上げるつもりでございますが、これはやはり電気通信設備を開放すべきであるという考へ方に立つております。すなわち電電公社がもし独占で情報のサービスをするといたしますと、これはやはり準政府でございますから、ただいま言われたような危険をおかさないとは限らないということ、開放するのが適當であるというふうな、基本的には政府はさうに考へるに至りました。それは、須藤委員が言われましたような懸念が一部にでも存在してはいけないというふうなことから私も考へたわけでござりまする。

○須藤五郎君 宮澤さんも青年時代にチャップリンの名作、

○國務大臣(宮澤喜一君) 「モダン・タイムス」です。

○須藤五郎君 そう。「モダン・タイムス」がらんになったと思うのですが、ああいうふうな労働

者の個々の創意というものが失なわれて、人間が機械にあやつられていくと、情報やコンピュータにあやつられていくというふうな社会になつて、私は全くむなし社会がくるのじゃないかと思ふのです。今日ただオートメーションの工場に働いてゐる労働者、まあ松下電器、あの流れ作業で、ベルトの上にずっと流れてきまふ、そこに働く労働者はネジくぎ、どこの位置にネジくぎ一本差し込むという仕事しか与えられていないのです。テレビをつくるネジくぎ一本の部門しかテレビに対する知識を持っていないのです。そういうことしかされていないのです。流れてくる、すぐまた同じところをやる。そこに働く労働者たちのやつてゐることは、もう非常に仕事というものはつまらないのです。その労働者には独創性が与えられないから、そういうふうになつていくならば、私はほんとうに働く人間にとつてはむなし社会ではなからうかと思ふのです。あの「モダン・タイムス」の中でチャップリンがそういう点をばきり表現してゐると思ふのですが、そういうふうになつていって、そうして、そこで利潤をあげるの、いわゆる独占企業といわれる大資本家、大企業が利潤をあげる。人間を機械化し、人間の独創性というものを奪ひ取つて、その独創性はこのエリートだ。そうしてごく一部のえらい者がそういうものをやつて、ほかの労働者は、人類の大部分、九九%までがそういうむなし生活をしなきゃならぬというふうなことになるたら、一体どういふことになるでしょうかね、大臣、そういう方向に行く危険があるのじゃないですか、これは、私はその点を懸念を持つのです。そういうことをどうして断ち切つていくかという点です。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはまさしくダニエル・ベルが指摘してゐる問題点であると思ひます。そこで、したがつて問題の分かれ目は、そのような労働から得た対価と従来よりも余裕のある余暇とを、どうやつて人間として使うかということ、この情報化社会が成功するか失敗するか分

かれ目だというふうには私は考へるわけでござります。つまり労働の質そのものは、筋肉労働から頭脳労働に転化していく、どちらかと言へばそういうことになると思ひます。そのことがいいことか悪いことかと言へば、そのことはまあ私は悪いことだとは思ひません。労働の消耗度も少ないわけでございますから、悪いことと思ひませんが、同時に、職場というものが非常に大きな部屋の中にポタン相手に一人か二人というふうな疎外感から言へば、これはまた、それで非常にさびしいものだらうと思ひます。そういう場合に、バックグラウンドミュージックであるとか、交代のときに、何かのレジャーを考へるとか、交代のときなんだと思ひますが、いずれにしても食うために拘束されてゐる時間というものが短くなる、そして、その拘束のための消耗度も緩和されるということは、私は悪いことではなくて、そうやつて得た所得と残つた時間とをどうやつて使うかということに意義を見出すべきではないかというふうな思ふのでござりまする。

○須藤五郎君 だから、そういう仕事で能率があがるならば、それならば働く時間を極度に切り詰めていって、そして、そこで失つた独創性といひますか、人間というものは、だれでも獨創性があるんですよ。だれでも芸術家になりたつてゐる気持ちを持つてゐるんですよ。衣食住から解放されたら私は大多数の人たちが芸術家になるだらうと、そういうふうな極端に芸術家の立場で考へてゐるやうな人です。それは例がたくさんありますが、だから、やはりそういう労働時間をうんと短縮して、そしてその余暇を与えて、生活を保障して、そしてその人たちが十分楽しい生涯を送ることができるような社会に持つていくということが前提でないと、この世の中はもうエリートの独裁制といひますか、支配といひますか、われわれとしては認めていくことができない方向だと、こう思つておられます。

○國務大臣(宮澤喜一君) その点、私も全く同様に考へております。

○須藤五郎君 次に移りますが、情報革命は生産力発展の新时代を画する重要な意義を持つものである、第二の産業革命であるとして高く評価する見解も見受けられますが、政府は情報化の持つ意義をどのように考えていらっしゃるのか、これが一つ。それからまた、産業、労働、教育、国民生活などの、社会の諸分野に及ぼす影響につきましてどのように考えていらっしゃるのか。三番目は、さらに、情報化社会とは一体どのような社会であると考えていらっしゃるのか、これです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 第三番目の答えから逆に申し上げさせていただきますが、まあいろいろ説はあると思いますが、まあ経済のほうの分析から申しますと、およそ経済という行為が物質とエネルギーといわゆる情報から成り立っており、考えられますときに、物質はだんだん合成されるようになる、エネルギーも原子力等によって安くなりつつある、それと反比例して情報の持つ価値が上がってくる、こういうふうな、農業から工業、さらに脱工業と言われるような段階を経済は歩いてまいりましたと思います。したがって、これから先、情報の持つウェイトというものが大きくなる。と同時に、その国の、その社会の状況にもよりますが、所得水準が三千ドルぐらいから上にまいりますと、所得の中で衣食住にさくところの割合は非常に小さくなりまして、いわゆる雑費といったような支出が多くなってまいるわけでございますが、そういう社会、そうしてその社会の進展というものが、たまたま電子計算機とソフトウェアが出現いたしましたから、それによって加速化されていく、こういう社会を普通情報化社会と考えてよろしいのではないかと思います。

したがって第一のお尋ねになりますが、そういう情報化の持つ意味でございます。それは、先ほどちょうど須藤委員がまさしく御指摘になりましたように、そのようにして拘束される労働から徐々に解放される時間、上昇する所得というものを、人間がどのようにして創造——ものををつくる、自分の個性を生かしてものをクリエートする

ということに使い得るチャンスが非常に大きくなる、それをしようとするかやらないかが、情報化が人類に対してプラスの意味を持つかマイナスの意味を持つかということになると思います。

第二の、情報化が社会に及ぼす影響であります。けさほど申し上げましたように、人間の生活において、人間の生活において、画期的なこれはやはり一つの革新であると思っておりますので、社会のほとんどあらゆる面に情報化というものの影響はあるであろうと思っております。ない面はどの部分であろうかというふうに考えますが、おそらく芸術とか文学とかという部門が一番直接の影響を受けにくい、受けないで済むと申しますか、受けにくいと申しますか、どちらが適当か存じませんが、受けないで済むであろう、しかし芸術の中で建築はもう明らかに非常に情報化に支配されて、すし、衣服のデザインなんかでも支配されてくると思っておりますし、音楽はどうでございますか、ごく一部、これは御専門を申し上げておそれ入りますが、ごく一部あるように思います。絵画のほうはまあそれでも多少ありまして自由に行けるのではないかと、文学はひょっとしたらかなり自由に歩けるのではないかと、それ以外の分野でございまして、ほとんど影響を受けてしまふのではないかと、このように考えております。

○須藤五郎君 いまあなたが最後に申し上げた点がまあ一つの重要な面になると思うのですが、ね。この情報化の時代になればある一人のエリートが他の人の思想の面になんて、文学といえは思想です、芸術といえは思想から出てくるわけですから、その思想の面になんて大きな影響を与えてくるものではないかと、それをあなたがいまおっしゃっているわけですから、それだけに私はほどこれは重大な問題だと思っております。ただ、オートメーションに機械をつくっていく、ものをつくっていくというだけじゃなしに、思想の面でも、脳みその中でそのエリートの考え方がこの時代に侵入してくる、支配力を伸ばしてくるということ、は、なかなか重大な問題だと、そういうふうに芸術家の立場に立つて考えます。ここであなたと芸術論を戦わすと、私個人にとっては非常におもしろいのですけれども、しかしほかの方の立場もありますから、これは別の機会ですと話をいたしたいと思っておりますから、ここでその問題はやめるといたしましょう。

その次、昨年五月に出されました産業構造審議会の情報処理及び情報産業発展のための施策に関する答申は、その冒頭部分で「情報化社会は、これからつくられるものであり、それが如何なる社会であり、また如何なる社会であるべきかのコンセンサスも、これから作られるべきものである。このようなコンセンサスの形成とこれに続く社会の建設作業のために、今後更に時間をかけ、各方面の英知を集結していかねければならぬ」と、こういうふうに述べられておりますが、そこで、政府はどのような方法で、どのような形で各方面の英知を集結しようとしていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点は産業構造審議会でも部会を設けて、さらにこの作業を続けていくことになったわけでございますが、それと同時に、事は経済だけの分野、産業だけの分野でございせんから、先日ですけれども御披露がございましたように、科学技術庁でこれからの社会の姿貌について数千人の有識者にデルファイ法によって答えを求めるといことがございましたが、そのような方法、あるいは経済企画庁で経済社会発展計画を新しくしました際にも、やはり同様な作業を学識経験者にやっていただいたわけでございますが、ただいまのところ、そのようなことから出発をいたしました。しかし、おそくはやがて基本法というものをつくるといことになり、また、いま申し上げましたようなことをもう一度よく大がかりにいたしませんと、誤りをおかすことになるのではないかと、思っております。

○理事(大谷隆之助君) 速記をとめて。
○理事(大谷隆之助君) 速記をつけて。

○理事(大谷隆之助君) 速記をつけて。

○須藤五郎君 それで、各方面の英知を集結するという点につきまして、私まあ多少意見ももちろめと思いますが、次の質問にまいりたいと思っておりますが、情報処理技術が真に国民のために開発され、利用されるならば、公害問題を初め予防衛生、防災、交通、都市計画などの諸問題の解決や国民の日常生活をより安全に便利にし、生産流通面の合理的、計画的発展や科学技術の飛躍的進歩にも大きく貢献するという大きな期待が寄せられておると私は思うのです。その反面、人間疎外とか労働者に失業、配転、労働強化をもたらすとかプライバシーの侵害とか、その他数々の懸念が表明されていることも私は事実だと思っております。したがって、政府は危険な事態を絶対に起こさないよう、関連する諸分野にまたがった総合的な計画を民主的につくり、あらゆる面について総合的な検討に基づいて対策を講ずることが必要であると思っておりますが、どうですか。これが第一問です。

それから第二は、また、総合的な計画や対策を民主的につくるために、日本の科学者の、いわゆる内外に対する代表者であるところの日本学術会議にはかりまして、広範な科学者の意見を反映する民主的な機構を設けることが必要であると思っておりますが、どうでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず第一のお尋ねでございますけれども、人類の歴史の上の一つの大きな変革であるような、そういう変化であるといいたしますと、そのようにして変化した体制のもとにおいては、その体制を善用することもありましようし、悪用することもありましようし、乱用することもあると思っております。そういたしますと、その悪用とか乱用とかいうことに対しては、当然社会的な制裁がこれにはなければならぬ。少し極端でございますけれども、一番極端な場合には、やはりそれは犯罪を構成するとかいうことに私はならざるを得ないと思っております。そういう新しいまたそのような制裁の体系が必要になるのではないかと、思っております。そこへまいりませんまでも、たとえばプライバシーの漏洩をどうやって防ぐか

ということになりますと、たとえば電子計算機の中に埋めておきます情報を、そのパンチを探索すればその情報がだれにでもわかってしまうというところではないわけでもございませう。たとえば私なら私が私の必要な情報を埋めておいて、そして私の呼び出しに従ってその情報が出てくるという場合に、私が私だけの、自分しか知らないかぎりのようなことを持つておきますれば、それを人に取られない限りはその情報は取られないことになると思います。その次に、もう一つ、私が情報を埋めるときに一つコードにかけて入れておくのも一案だと思えます。私が出てきた情報をコードで暗号を解読しなければいけないということにしておきましたら、これはほかの人に取られる心配はないというふうな、またそれはそれなりにいろいろなり方、これは当然電子計算機の世界では考えておることでもございませう、必要だと思えますが、しかし、さらには、もっといいますと、社会的な一種の制裁体系というものがやはり必要になってくるのではなからうかというふうに考えます。

それから第二に、学術会議でございませうが、これは私は直接どういふ関係になりますか、時間ございませうから申し上げませんが、いずれにしても日本全体の、あるいは国際的にも共通の問題がございませうから、知のうを合わせて、情報化社会というものの英知を尽くして結集しなければならぬと思ひます。

○須藤五郎君 いまちょっとプライバシーの問題が出ましたが、私の法案を見まして、プライバシーを侵した者に対して罰則とか、そういうものが一つもないわけですね。例をあげますならば、ある大企業のもとに、請負わしている関連産業がたくさんありますね、A、B、C、Dと。そうすると、その面から産業はお互いにいろいろ競争するんです。そうしてAはB、Cの下請企業の欠陥というものを、内容というものを非常に知りたがる、そうして自分に有利な内容が入れば、それを親会社に持ち込んでB、Cの会社をそこから切り

離してしまおうというふうな関係で、自分だけが大きくなっていくというふうなふうにも考えておるわけですね、今日。そうするとAの会社がB、Cの情報処理を使つて、そうしてその内容を調べ、そうして自分に有利なように親会社に申告をする、そういうようなことが行なわれていくならば、私は非常に混乱が起つてくると思ひます。業界にも、そういう場合に、そういうことをしてはならないと、した者には罰則があるぞというふうにはこの法案はなっていないんです。それはどういふふうにして阻止していかれるのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはやはり基本法の一つの問題にどうしてもならざるを得ないと思ひておりますけれども、いわゆる産業スパイのようになんか最も精緻完全な形で得ないと思ひます。また刑法上の罪にもなっておりません。そのものは、まだ刑法上の罪にもなっておりません。やがてありますが、情報が進んでまいりますと、やはりそういうことも一つ社会的な制裁の体系の中に加えていかなければならないのではないかと。ただし、ただいま御審議願つております法律家には、さしずめそういうものはございませう、何も書かずに済んでおりますけれども、将来そういう問題は、やはり基本法の中で当然考えていかなければならない問題だと思ひます。

○須藤五郎君 総合的な計画を民主的につくること、そのために民主的な機構をつくること、こうして広範な科学者、技術者、関係者の結集を保証しつつ、情報処理技術を軍事目的に使わないこと、国民生活の向上のために使うことなどを原則的立場といたしまして確認することは、きわめて私は重要なことだと考えます。このような根本的な政策を持たずに、いたずらに現実の情報化の進展が、緊急に多くの施策を必要としているという立場で情報産業の育成などに目を奪われることは、部分だけを見て全体を見ないということになりますので、大企業本位のいびつな形の情報化社会をつくることにはかならない、こういうふうには私は懸念を持つのですが、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その前段に述べられましたが、前提がなければというお尋ねでございませう。それで、その前提には、私も先ほど申しましたとおり基本的な賛成でございませう。ただその軍事的と言われますときに、これは少し理屈っぽいことを申し上げますが、自衛のために私どもは自衛隊を持つておられるわけでございますから、そのためにはやはり情報で発達した技術を最大限に使つてまいらなければならぬと思ひております。ことを、これは自衛隊への御理解が私どもの考えと違ひますので、あえて申し上げるのでございませうが、私も自衛隊というものは必要であると思ひますから、その限りにおいては、当然自衛も高度に情報化されるのが大切と考えております。それ以外の点については、言われますことに私どもも異存がございませう、やはり国民全体が幸福になつていくことのために情報産業を育成するということではなれないと思ひます。

○須藤五郎君 この場で自衛隊論を戦わせることは適當ではないと思ひますが、私たち共産党も自衛という問題に何も反対してはいるわけじゃないのです。今日の国際情勢、今日の日米安保条約の中で、あなたたちが自衛自衛とおっしゃつておられるが、はたしてそれが自衛なのかどうか、こういう点なんです。私たちも日本がやっぱり、安保条約をなくして日本がやっぱり完全な独立国になつた時は、民主的な政府のもとでやはり私たちは自衛権を主張しますよ、そのときには、しかし今日あなたたちの言つておられる自衛権というものとは私たちの言う自衛権というものは、おのずから違ひわけなんです、内容も立場も。ですからそういうことをこの場であなたと論争するいわゆる時間的余裕はないし、この場合は自衛権の論争の場と違ひますから、その点は私は申し上げないで、この程度で打ち切つておきます。

次に、法案の条項について私は多少質問をしてまいりたいと思つております。第三条に「利用を特に促進する必要がある電子計算機」とは一体何をさすのか。

○政府委員(赤澤璋一君) ここで考えておりますのは、今後ますます電子計算機に関する技術が発達してまいりますし、その用途も多様化をしてまいります。そこで今後電子計算機の中でも特に高度な性能を持ったもの、こういうものを目標に掲げまして、特にその開発を進め、設置を促進する必要があると考えております。まあここで正確に申し上げるというわけにもまいりませんが、私どもこの案をつくりましたときに考えておりますのは、たとえば性能、演算速度にいたしましても非常に速度の速いもの、それから記憶装置の記憶容量にいたしましても非常に大量、現在考えております平均のものより高いもの、こういうようなものを想定をいたしております。こういうものを目標として掲げることにしまして、今後さらに多様化し、また利用が進められていく電子計算機に対して一つの目標を与えていこう、こういう考え方でございませう。

○須藤五郎君 「開発を特に促進する必要がある」と、かつ、広く利用される種類のプログラム、こういうことが掲げられておられますが、このプログラムというのはいかなるのか、具体的にひとつ示していただきたい。

○政府委員(赤澤璋一君) ここでもやはり第一号の場合と同じような目標を掲げたいと考えておるわけでもございませう、むしろ具体的に、二の例を申し上げたほうが御理解が早いと思ひます。私どもが考えております具体的なプログラムの一例を申し上げますと、たとえば複数の中央処理装置、これを並行的に作動させ、計算能力を大幅に高めるために必要なプログラムでございませうとか、あるいはまたハードウェアの故障箇所、これを追跡、診断をいたしまして、障害を発見するいわゆる障害自動診断のプログラムでございませうとか、あるいはまた総合統計解析プログラムといったようなものでございませう、この一つの事業分野における情報処理を目的とするものではなくて、いわば汎用と申しますか、あるいは基礎的

と申しますか、そういったような広い意味でこれ
が使える、それからさらにまた応用プログラムが
出てくる、こういったようなものを想定をいたし
ております。

○須藤五郎君 国民生活の向上、このためにはや
はり公害問題、予防衛生、防災、交通事故、都市
計画などの諸問題の解決が私は急がれておると思
います、このような問題解決のためのプログラ
ムの開発は、電算機利用高度化計画にも当然私は
優先的に含まれるものだと思いますが、この点は
どうでしょうか。

また、プログラムは国民生活に役立つものを重
点的に開発すべきものであると思いますが、この
点はどういふふうにお考えになりますか。この二
点について。

○政府委員(赤澤璋一君) いま例としておあげに
なりました、たとえば公害防除でございますと
か、そういったような点も、当然今後電算機を利
用する面が多くなつてまいると考えておりま
す。こういったような面につきましても、ある
それが特定のもののことではなくて、こう
いった公害防除のプログラムをつくるにあつて
のさらに基礎となる、たとえば公害と申しまし
ていろいろ公害がございます。そういった多種
多様の公害の防除のためにまず基礎的なもののプ
ログラムが一つあつて、それからさらにいろいろ
な具体的なばい煙であるとか、あるいは海水の汚
濁であるとか、いろいろなものがあるわけでござ
います、そういったような公害防除の面におき
ましては必要とされるような基礎的なものは汎用
的なプログラムについては、当然この高度計画に
入るものと考えております。

それから国民生活の面を優先をさせるべきであ
るといふ御意見でございますが、これは先ほどの
須藤委員と大臣の質疑応答にも明らかでございま
すように、私も当然そういったことは念頭に
置いておるわけでございます。ただ、ここに考え
ておりますのは、あくまで汎用的であり、かつ基
礎的ということばも若干語弊がございますが、そ

ういったような感じのものをまず手がけていこ
う。そういったものがございせん、その上に立
つ応用プログラムがなかなか組み立てられてま
いりません。こういった意味でございします、その
そのものがある面では国民生活にも使われ、ある
面では産業にも使われるというふうなものにな
るかと思つております。

○須藤五郎君 私たちは、やはりプログラムは国
民生活に役立つものをまず優先していくという
この精神が私は必要だと思ふのです。それで、衆
議院で修正案が出された点も、やはりその考え
の上に立つてあの修正案が私はつくられたもの
だと思います。この国民生活優先の原則に基づ
いて計画を定め、プログラムを開発していくのが当然
だと、そういう点から私は思ふのですが、大臣は
どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点が先ほど申し上
げました第一条の修正点と関係をするわけであり
まして、衆議院の方々の御理解は、この場合の二
号のプログラムというのをどういふふうにお考
えになりましたか、国民生活に必要なものが一番大
事ではないか、それはそのとおりでございます。
そこで、しかし、このカッコの中の「一の事業の
分野における情報処理」「主として」云々とい
うところですが、たとえばいま政府委員の申し上げ
ました公害防除について、汎用のセネラルユース
のプログラムとはどういふものが考えられるかと
いへば、たとえば都市計画とか立地とかいふもの
が基本に考えられるものがあるかと思ひますが、
そういったようなものと、このプログラムの
中へ入つてまい。しかし、もっと具体的にとな
りますと、それは汎用ではない。むしろそういう
母となるマザープログラムの上に展開をする応用
プログラムになるのだと思ひますが、それは厳密
にいへばここには入つていない。しかし基本にな
るものはここに入るといふことでございしますか
ら、そこでやはり一条の御修正を衆議院はなさつ
たものと、こういったふうな解釈しております。

○須藤五郎君 まあこれは私の希望であり、また

主張であります、やはりプログラムをつくる前
提条件としては、国民生活の向上に最も重要な面
というものを私は優先して開発していくべき
だ、こういったふうには私は強く要望しておきま
す。

それから計画の決定に際しまして、何のため
に、だれのために、どのようなプログラムを開発
するか、国民生活の向上の上に大きな影響を持
っているその計画を開発するというのが私は重要
だと思ひますが、この計画は民主的に定められ
なければならぬ、こういったふうにお考へな
れませんが、大臣はどういふふうにお考へな
のかです。

○政府委員(赤澤璋一君) これは法律の系統にも
条文にも明記してございしますように、この計画を
定めるにあたりましては、あらかじめ関係行政機
関の長に協議をすることにしたしております。と
同時に、また通産大臣あるいはオンラインの情報
処理の関係につきましては郵政大臣が、それぞれ
電子情報処理振興審議会、郵政審議会の意見を聞
くことに相なつております。また関係行政機関に
おきましても、やはりその分野独自の考へ方があ
るわけでございします、衆議院のほうの御修正
によりまして関係行政機関の長がこういったこと
につきまして意見を述べます場合、所要の審議会
等の意見を聞いた上で通産大臣にそれぞれ意見を
申し述べ、こういったことでございします、い
わばまあ内閣が一体となりまして、かなう限り部
外の学識経験者等の意見も十分聴取をいたしまし
て計画の策定に当たる、こういった仕組みに考へて
おるわけでございします。

○須藤五郎君 関係行政機関の長との協議とか
おっしゃつた。関係審議会の意見を聞くだけで通
産大臣が計画を定めるといふのは、言つてみるな
らば、政府とその関係先という狭い範囲の意見し
か私は反映されないといふことではないかと思
ひます。そういったことで計画が与えられる。国
民生活や国民経済への影響の大ききから見ます
と、きわめて私は不十分なものである、民主的

あると私は言うことができない問題だと思ふん
で、そこで、計画を民主的に定めることの内容
をいたしまして、できるだけ広い範囲の科学者や
技術者、その他関係者の意見を反映することが含
まれると私は思ひますが、政府のやり方ではこれ
の広い範囲の意見が取り入れられる法的といひ
すか何と申しますか、そういった保証があるでし
うか、どうでしょうか、これが一つです。

さらにまた計画を民主的に定めることの内容の
一つといたしまして、民主的に選ばれる計画作成
のための機関を設けるとか、日本の科学者を結集
している日本学術会議にはかゝることが考えられ
るかどうか。これは先ほどの質問と少しダブる点
がありますが、法案の中でも少し固めておきたい
と思ひますので……。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず民主的ということ
でございしますけれども、私どもは民主的に選ば
れて政府を構成しているといふふうにお考へてお
るわけでございします。政府につとめております役人
は国民の公僕としてつとめておるわけでございま
す、政府そのものが民主的に構成されていると
いふふうにお考へております。しかし、それでも
たそれはそれなりの癖を持ちやすいものでござ
いますから、各省にいろいろな審議会がございま
す。その審議会の意見を聞いた上で各省大臣は意
見を申し越してこられるようにということ、た
だいま法案に書いてございしますことを政府委員
が申し上げました。そこで、後段に須藤委員の言
われましたそういったものは別に、民主的に選ば
れた機構でこの計画を定めたらどうかとおっしゃ
います、その民主的に選ばれたということござ
います、私も、やはりこの選挙で選ばれる場
合が一番民主的に選ばれたものであるといふ
ふうに考へます。

○須藤五郎君 ああ、それはそういった理屈も成
り立つかわかりませんが、こういった問題を審議
していくその情報処理というふうなもの、知識を
われわれはみんな持つていないわけですね。そ
ういふ中で、選ばれた多数がそういった問題を審議し

ていくのに、はたして民主的に選ばれた人かどう
かということは、これは少し強弁過ぎはしませう
かね。だから私たちはそういう能力を持った科学
者の中から民主的に選ばれた人と、こういう私は
意味で民主的ということばを使っておる。それを
選挙するように、国民全体から選挙していくとい
うことを私は言っておるわけじゃないのでござい
ましてね。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点はおっしゃる通りでございます。私どもが十分学術上の知識を保持してはおりません。これは言われるとおりでございますが、そこで電子情報処理振興審議会でもりますとか、各省に学者がたくさんお入り願つたり審議会がございますので、そういうところの御意見を聞きたい。

これは學術の研究そのものではございません。非常に現実的な行政に關係をいたしますから、學術會議そのものが適當でありますかどうか、その會議の方はいろいろな場合にいろいろな審議會にお入り願っておりますし、またこれからもそう願ひしたいと思っております。

○須藤五郎君 學術會議は、宮澤さん、日本の科学者の中から科学に十分の知識を持っていらっしゃる中から民主的に選ばれた人たちが構成されておりますね。だから私の言ういわゆる民主的ということとは、そういう意味においてやはりあれが一番日本の民主的に選ばれた科学者団体だと思いますよ。だからその人たちをこの中に交えて、その人たちの協力を求めていくことが私は一番重要な問題ではないか、それを一方的に、科学の何たるかを御理解ないというところは言い過ぎで失礼かもしれませんが、政府の代表が指名する上のような形でこういうものを組織していくことというのは、これは大きな誤りが起こってくる、そういうような意味で私は申し上げておるわけです。それで、より民主的に、より自主的に計画を定める機関となり体制をつくっていくような努力をすることが政府のなすべき役割だと、こういうように私は

考えておるのですが、宮澤大臣はそれに対してどういう御意見をお持ちでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かにこういう問題につきましては私どもも案内な点が多うございますので、その方面でわが国の権威を持つておられるる学識経験者、その多くの方は学術会議のまた構成員でいらっしやと思います、そういう方々の専門的な御意見は、十分審議会等を通じてこの行政に反映してまいるべきだと思います。

○須藤五郎君　まあ審議会を通じてというよりも、その審議会にじかにそういう人たちに入ってもらって、そうしてその審議会の中で直接そういう人たちの意見を求めていくということが私は一番正しいことだと思います。まあぜひそういう方向で政府も考えていってほしいと、これは意見として述べておきます。

それからそのプログラムには特許権があるかというところが、午前の公明党の矢追君の質問の中にありました。政府の答弁はないという答弁でした。それから、それでは著作権はあるかという質問に对しまして、著作権もないという答弁であったと思ふんですが、しかし、私はこの間文教委員会で作著作権法の審議に参加をいたしました。電子音楽

に著作権があるかという質問を私はしました。というのには、電子音楽は五線譜に書くことができないですよ、記録することができない。そういうものに著作権があるかと言ったら、あるというのですね。それではその著作権が争われたときに書きあらわすことのできないものを前にして、著作権があるかないかということを、著作権法に触れて

おるかどうかというのを、どういうふうにして争うんだという論議をいたしました。そうしたら、政府はそれに対して回答をしないんですよ。そこで、政府が回答しなければよく回答してあげましよう。衆議にあらわすことのできない電子音楽とか、まだいろいろなもののがこれから出てくると思いますが、著作権があるということとは

確實だという政府の回答ですね。それならば、その著作権はやはりそれを楽譜にあらわさなければ、

テープなりレコードに入れておいて記録をしておくといいことが必要だと、そういうようにあなた答えないさいと私は言ったんですよ。そうしたら、そのとおりでございますということになったわけなんですがね。これから見ますと、いわゆるプログラムにも私は著作権があるというのが当然だと思ふんですよ。先ほども大臣は、プログラムには音楽の面も文学の面もいろいろなことができるようになるんだと、こういうお答えでしたから、それから申しますならば、プログラムにも著作権があるというふうにお答えになったほうがぼくは適当だと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは何か特許権のほうにも、著作権のほうにも非常にむずかしい理屈がございまして、私どもプログラムというものは財産であるということは疑いもなく財産権だと考えておるんでございますけれども、現行の著作権法あるいは現行の特許法では、なかなかしつくりうまくそれにはまらない、何かはみ出したり足り

ない部分があるのだそうでございます。これは私正直申し上げまして、両方の法律を深く存じませんので、これ以上お答えする力がございませんが、しかしこれは財産であって、その財産の侵害も起こるであろうしということは、先ほどから申し上げておるとおりなのでありますから、何か保護をしなければならぬということはどうも確か

らしいと関係者がみんな考えております。しかしそのための法制ができていない。これもやはり基本法でひとつ議論をしなきゃならない問題だなどという意識をただいま持っておりますのですが、ただいますなおに特許の対象になる、あるいは著作権の対象になるというのには、何か法律的なむづかしい理屈がございまして、ちょっとそのとおり

ということが申し上げられないらしい。うござい
す。私もこれ以上詳しいことはわかりませんの
で、はなはだ恐縮でございます。

○須藤五郎君 大臣、お答えできなければ私意見
として述べておきましょう。先ほど大臣は、プロ
グラムは思想の面も入るんだということをおつ

しゃいました。著作権はやはり思想、感情です
ね。この面から獨創性、創作性というものを重視
して、そして財産権と人格権と二つを守るのが著
作権の中心なんです。原則なんです。そういう点
から申しますならば、このプログラムにも思想の
面も出てくるのですね。それから獨創的な面も
入ってくるんですよ。そうすると、文学者が文字
で字を書くのと、絵かきさんが絵を書くのと、音
楽家が楽譜を書くのと何ら違わない面があるわけ
です。それで、これには著作権がないというふう
にお答えになりますと、そういう面で非常に矛盾
が起こつてくると私は思うんです。だから、これ

はい、いまはつきりした意見が述べられないから今後研究してとおっしゃるならば私はこれ以上言いません。これは私の意見として述べておきますがね、やっぱりこのプログラムにも著作権がありという方向にいかない、いろいろの問題が起ってきますよ。まず第一、電子音楽ね、あのコンピュータの中からあもしろい声が出てきたり、

歌すらもプログラムに入ればできる時代がくるわけなんです。歌も歌うようになってくる。創作的な歌も歌うようになってくる。それではそれに著作権がないかという、あるという回答を文教委員会では申しているわけですから、だからまあいまま産大臣があるとお答えできないければ、私はそれ以上追及はしませんが、やはりこれは

あなたの方でも大いに研究をして、やはり著作権ありという方向で検討していかないと、私は将来大きな問題が起こつてくるということを申し添えまして、この質問はこの程度にしましょう。あるんですよ、大臣。現にあるんですから、ちゃんと。

○国務大臣(宮澤喜一君) よくこれは研究さして

いただきます、どっちも将来大きな問題になることははっきりしておりますので。

○須藤五郎君 どうぞ研究してください。それから、一般にプログラムにはどのような法的保護があるんですか、法的保護、プログラムの。

○政府委員（赤澤璋一君） 法的保護という御質問

で、たいへんお答えがむずかしいんですが、いま申し上げましたように、現状の特許法あるいは著作権法のもとにおきましては、これは特許になりましり著作権になりという形で保護はむずかしいと思います。ただ、これ自身は一つの財産的価値を持ったものであるという事は事実でございますので、こういったものをどういうふうな今後保護していくか、これはいま大臣がお答え申し上げましたように今後の研究課題でございます。現状では、どうかと申しますと、やはりこれはプログラムをつくりました者が、いわゆる第三者、自己以外の者との間に契約をいたします。その契約上、たとえば相手に売り渡しました場合に、その者以外の第三者に譲り渡してはならないとか、その他そのものが使われます場合の民法上の契約に基づく権利と申しますか、性格を言えば債権だと思ひますが、そういった面での保護はされておる、こういうふうに考えております。

○須藤五郎君 そうすると、朝あなたがおっしゃたように、特許権のような保護は受けない、こういうことが言われるわけですね。これはやがてまたこの委員会の特許法が出されたときに、そこで大いにひとつ議論することにしたしょう。で、ここに言うプログラムは、情報処理振興事業協会の委託によって開発したプログラムだけをさすのか、それとも企業が開発したものであつて汎用性を持つものも含んでおるのかどうかということですね。

○政府委員(赤澤璋一君) プログラムにつきましては、この法案では第二条の二項にその定義をいたしております。そういつたことで第三条にもプログラムにつきまして計画をつくることになっておりますし、また第五条にはプログラムの調査簿というものを置くことになっております。また第二十八条には、いま須藤委員から御質問ございまして、協会の業務といたしましては、「開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められる」

いわゆる汎用的なプログラムであつて、そして個々の企業では開発がむずかしいというものの委託開発をする、これを協会の業務の第一号としてあげております。それから第三号には、そういったようなプログラムであつて、個別の企業がみづからも開発をした、こういったものについて業界に売り渡していいというものがある、それについても対価を支払つて利用に関する権利、これはそのプログラムを開発した企業と協会との契約になると思ひますが、そういった契約によって権利を取得する、こういうことになっております。したがつて協会の業務といたしましては、いま須藤委員の御指摘の両方のプログラムが入つておる、こう考えております。

○須藤五郎君 その企業の開発したプログラムが非常にすぐれたものである場合に、何の保護もなしにプログラムを企業は調査簿に載せることに同意するでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいまの御質問の点はいたいへんむずかしい問題だと思ひますが、ただ、企業といたしましては、自己が開発いたしましたプログラムでございまして、さらにその後、企業内容の変化でございましてかその他によりまして、さらに新しいプログラム、こういったものをどんどん更新してまいつておる場合があると思ひます。また現にそういう例がございまして、そういった場合に、かつて自分が、何と申しますか、つくりましたプログラムでも、これはほかに買ひ手があれば、適当に対価を支払つてくれれば譲り渡してもいいと思ひようなプログラムを保有しておる例が相当数あるのではなからうか、こういうことを考えまして、この調査簿に概要をのしるしをもうとつてプログラムを流通の円滑化をはかりたい、こういう考えでございまして。

○須藤五郎君 そうすると、買ひ手があつて、そしてそれを対価を支払つてもらつて売るといふなら、これはあり得ることですが、調査簿に載せるということは、これは何も条件つけているわけじゃないんでしょ。無条件で調査簿に載せるの

でしよう。その調査簿は一般の人が見ることができるといふ。そうしたらそのプログラムをつくらした人のいわゆる財産権ともいふべき権利が、無条件で公開されてしまふことになるのでしよう。そんなこといたしますかどうかということなんです。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいまの点、ちょっと私の御説明が足りなかつたと思ひますが、法案にもございまして、このプログラム調査簿に記載をいたしますのは、プログラムの概要でございまして、プログラムについての一件書類の全部をここに差し出すわけではございません。概略こういったものである、こういったことを調査簿に記載をいたします。したがつてその調査簿を見ただけで直ちにそのプログラムが何人も使ひ得る状態になるとは考えていません。そういう意味から、先生の御心配はないように思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、概要だけを發表して、その調査簿を見ても絶対わからないと、こういうことですね。私はその内容にまでわたつて調査簿に載せるものだというふうに理解しておりましたので……。そうすると、せっかく企業が開発した企業の秘密ともいふべきものを、それを簡単に發表することができるといふこと、どうですか、そうしてまた通産大臣はこれをどのような方法でプログラムの存在を知り、かつそのプログラムが円滑な流通をはかる必要を持つていられるのかということはどうして認定することができるといふ、こういう私は疑問がわいたわけなんです。

それからもう一つは、企業の開発したプログラムにつきまして公開させる強制力が大臣にあるのかどうか、こういう二点を私は疑問を持つたのです。どうですか、こういう私の疑問は持つ必要がないんですかどうですか。公開させる強制力が大臣にはあるんですか、どうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは全然そういう権限は通産大臣にはございせんので、先ほど政府委員が申し上げましたように、もう自分のところで

一応仕事を果たしたので、しかし同じような段階にある人で、ほしい人もあるだろう、そういう場合には譲つてもいい、ただ持つておるのも宝の持ちぐされであるというふうな向きに対しては、それはひとついわけを介をいたしまして、どういうアイデアのものですかという概要を調査簿に載せておきまして、世の中で何かそういうものをさがしてゐる人があつて、これはひとつ自分のところであつてみたいがということになりましたら、プログラムのいわば売り買いが行なわれる、そういったものの便宜に資しようということでございますから、この五条は強制規定ではございせん。したがつて、これがどの程度に利用されるか、この制度が、これはやってみせんとかなかなかわからないことではございせんが、一種の便宜をはかるという規定で、全く任意の規定でございまして。

○須藤五郎君 これも特許法と非常にやはり関係のある点だと思ひます。これは一つは特許のようなものだと思ひつてゐるのです。プログラムというのは、特許は一つの権利があつて守られていく、これは権利が何も守られる法的な措置がないということになってきますと、いろいろの問題が特許法との関連で起つてくるのじゃないか、これも私は特許法が審議されるところで、少し議論を深めてみたいと思ひつてゐるのです。

多少議論になりますかね、この「広く利用される種類のプログラム」は、目的に応じまして修正を加えれば、主として一つの事業の分野における情報処理の目的を達するプログラムに変わることでございと思ひます。そうでしよう。広く利用されるところの種類の種類の種類です。これは目的に応じまして修正を加えたら「主として一つの事業の分野における情報処理を目的とする」ところのプログラムに変わることができるといふのでしようか。そのまた逆も私は言えると思ひます。ほんとうに企業の開発した主として一つの事業の分野の情報処理プログラムに円滑な流通をはかる必要の認められる広く利用される種類のプ

プログラムが私にあると思うのですがね。それはどういうふうな考えられますか。これは私の一つの議論ですが。

○政府委員(赤澤璋一君) 第五条の点を御質問でございますが、まあ私もここで考えておりますのは、特殊用途のプログラムと申しますものは、その企業企業によりまして若干つやはり企業内容が違いますが、用途も違つてまいるわけでございまして。そういったものは比較的汎用性がないわけでございますが、まあ普通の場合、一般的な業務計算に使うようなプログラム、どの場合にも一応当てはまるあるいは大体この程度の規模のものであればどの企業にも使ひ得るといったようなものがあるわけでございまして。いまお話しのように、ある部分を修正すればというお話でございまして、私どもの感じからいけば、修正することとじゃなくて、そのプログラムをベースにおいて、もう一つ別の応用プログラムをつくる、そういうことだろうと思ひます。そういったような点から申しますと、この条文の書き方、必ずしも正確と申しますが、条文的にはこれでよろしいわけでございますが、読み方としては、私も私どもはそういったようなことをやることによって汎用的なプログラムの円滑な流通をはかりたい、はかることが目的である、そういう目的でございまして、そういう目的に沿つたプログラム、こういったものを調査簿に載せるのだ、こういう考え方でここに書いてあるわけでございまして。

○須藤五郎君 この広く利用されるプログラム、それから一つの事業分野でのプログラム、これが相互関係があるのじゃないですか。どちらにでも流用できるような一つの相互関係が私はあるように思ふのですが、あるのですか、あるいはないのですか。

○政府委員(赤澤璋一君) これはまあ特殊用途と申しますものの範囲のとり方ではないかと思ひます。非常に厳密な意味で申しますと、いわゆる特殊用途、一つの目的のためのプログラムというのは他に転用できないというものであらうと思ひま

す。したがいまして、汎用的なものと申しまして、おのずからここに、何と申しますか、汎用の限度もございまして。反面、いままたお話しのように、特殊というところで大企業が開発いたしましたものでも、それと同種の企業であれば、それだけではなくて、他のものにもある程度使ひ得るといふものもあると思ひます。その辺は個々のプログラムに当たつてみまさんと、ここで抽象的な議論はちよつといたしにくいと思ひます。

○須藤五郎君 十六条に「学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする」と、こういうふうになつてゐるんですが、どのような分野の人々が考えられるんでしょうか、発起人としては。

○政府委員(赤澤璋一君) 第十六条の規定にございまして、いわゆる情報処理についての学識経験があればどなたでも発起人となつていいわけでございます。たとえて申しますと、情報処理サイバース業、あるいはソフトウェア開発業等を営む方々、あるいはそういったことに従事をしておる方々、あるいはまた企業の情報処理に携つてゐる者、あるいは情報処理の振興あるいは情報技術者の教育、こういったことに携つておる方々、こういった企業団体、学校、研修機関、こういった非常に広い意味で割合考へておるわけでございまして。

○須藤五郎君 この第十条に資本構成の問題があるわけですが、ここに民間の出資者として予想されるものは一体どのような分野の会社、団体、あるいは個人かという点を伺つておきたいわけ

○政府委員(赤澤璋一君) これは特にたいまどういう会社とか企業ということ想定をいたしておりません。ただ、この出資金、資本金につきましては、最後にこの協会が解散いたしますときに、その出資金の限度に應じて返還を受けることができるという権利を持つておるだけでございまして、いわゆる株主のように配当を受けるとか、その他の権利があるわけではございません。したがいまして、いずれにしても、この募集に

して、この協会の趣旨を十分了解をし、そしてま

あつてみれば日本におけるソフトウェアの開発にひとつの協力をしようという方であればどなたでもけっこうである。したがいまして、ハードウェアとかソフトウェアの供給者、製造業者だけではなくて、これらの利用者を含めた広く各分野から出資をされることを望ましいと思ひます。

○須藤五郎君 十八条の情報処理振興事業協会の設立申請が一つ以上同時になされる場合には、ほんとうに設立の認可条件を満たしている場合、通産大臣はどのように処置されるか。条件を備えた同時に一つ以上の設立趣意書が出た場合、それを通産大臣はどういうふうな処置されるか、そういうこともあり得ると思ふんですが。

○政府委員(赤澤璋一君) 第二節の設立の手續によりまして、この法案が成立後、同じような形で発起人が別個にまたお集まりになる、別個に出資の募集をされ、定款、事業計画をつくりまして、さらに二、三とか、三、四とか出てくるというような場合どうするかというふうなお尋ねであると思ひますが、そのときにはよく内容を私も審査をいたしまして、最も適当と思はれるもの一つに限つてこれは設立の認可をする、こういうことになると思ひます。

○須藤五郎君 そういふときに問題が起りがちになると思ふのです。争ひも起れば問題も起る。だから、そういうときにはよく慎重に對処していかないと、また攻撃的になりますよ。第二十八条についてちよつと私不審な点があるの、何でつてまいりたいと思ふのですが、この第一項一の「特定プログラム」といふ点があります。この「特定プログラム」は一体だれが定めるのですか、第三条の計画で定めるプログラムと同じものなのか、どうなんですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 全く同じものというところでもございせんが、ただ一応第三条によりまして目標とするプログラムが掲げられるわけでございますので、協会といたしましてはその計画に

記載されております種類のプログラム、この線に沿つてこの特定プログラムを決定することになると思ひます。具体的に申しますと、この特定プログラムの決定、それにあつたその内容と申しますか、そういった種類のものを一つ選ぼうかというところにつきましては、毎年当該事業協会から事業計画として提出をされてまいります。したがいまして、その事業計画を私も見る上におきまして関係省とも協議をすることになつております。広く政府全般の目での「特定プログラム」について考え方をきめてまいる、そういったことで事業計画の認可に基づいてこの事業協会が特定プログラムを定め、委託開発をする、こういう手順になつてまいるわけでございまして。

○須藤五郎君 「特定プログラム」が第三条の計画で定めたプログラムと同じものかどうかという点、私は同じか、そうでないかという、どちらかの回答が実ははしかつたわけですが、どちらでもないというのですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 厳密な意味で全く同じものというふうな申し上げるわけにはまいりません。しかし大づかみに言つてはほぼ同じ種類のものというふうにお考へいただいてけっこうでございます。

○須藤五郎君 同じ種類のものであるということになりますと、計画の決定がますます国民生活に大きな意味を持つてくると思ふのです。それだけに計画の決定が国民各層の要求を取り入れ、広範な科学者や技術者の意見を反映して民主的に行なわれるような仕組みを確立することがますます私は重要になつてくると思ふのですが、この点、政府の見解を私は重ねて伺つておきたいと思ふのです。大臣、どうぞお答へ願ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはもう一度第三条に返つての関連の問題になるわけで、先ほど申し上げましたように、よく須藤委員の御発言の趣旨を体しまして、氣をつけてやつてまいりたいと思ひます。

○須藤五郎君 この第二十八条の第一項一の

「特定プログラム」の点で、「その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められる」ものという条件がついていると理解しますが、ここでの事業活動とは、企業の行なう事業活動と理解してよいのですか、どうですか。

○政府委員(赤澤一君) いまの御質問は、企業の行なう活動というふうに御質問があったかと思いますが、これは単なるいわゆる法人企業だけを考へておるものではございません。事業活動でございまして、もっと広く、いわゆる一つの事業として政府の行なう事業もあると思ひます。とにかく特定の事業活動、こういうふうにお考へいたしたい。企業ということではございません。もう少し申し上げます、いわゆる営利企業というふうにお考へていただかないほうがよいと思ひます。もっと広く事業というふうな。たとえば非営利のものであつてもいいし、研究所とかそういうところも当然入つてまいるわけでございます。

○須藤五郎君 わかりました。

この協会の業務問題ですね。第二十八条第一項一号の「特定プログラム」の委託開発料、この委託開発料につきまして私ちょっと質問したいのですが、やはり協会に出資するのは国の財政から出すんですから、だから協会の費用はもろに国民の税金から成り立っておるといふことが言えると思ひますが、だからそういう点からいふたら、むだなしに正しく有効にこの費用が私に使われていかなければならぬと、こう思ひますが、まず一つは委託開発料はどうやって算定するのか。二番目は、委託開発料と実際の開発料とが同じ場合、また同じでない場合、こういう場合が出てくる……

○政府委員(赤澤一君) 実際の、何ですか。

○須藤五郎君 委託開発料はどうやって算定するのかというのが一つ。

それから、委託開発料と実際の開発料とが、実際の開発に要した費用と委託開発に出した料と同じ場合はよいとしても、同じでない場合が起こってくるのだらうと思ひます。その場合、実際の

開発料が委託開発料より安く済んだ場合、たとへましたらば委託料が五百万円、実際に要した費用が三百万円と。そうすると、二百万円の差額が出てくるわけですね。その場合に、その差額の二百万円は返還させるのかどうかという点ですね。それから高くついた場合、委託料が五百万円、実際に八百万円要したというときには、やはり追加支払いをするのかどうか、こういう点ですね。それから実際の開発料が委託開発料の三倍、四倍とこういうふうにかさんでくる場合、協会は限度を設けずにとんどん追加支払いをしていくのかどうか。まずそれだけ。これは具体的に聞くんですから具体的に答えてください。

○政府委員(赤澤一君) 須藤委員も御承知のように、現在二十社から三十社に及びますソフトウェア開発のための専門の会社がございます。これらの会社は、主としてユーザーから委託を受けると思ひます。ユーザーと契約をいたしまして、このユーザーが使うプログラムを開発しておるわけですね。こういったようなことから、現在すでにそういったようなまあいわば専門の機関がございます。ユーザーとの契約のもとにプログラムを開発しておる事実がございます。この協会におきましては、やはりいま現にそういったような一種の商行がございまして、そういったことがございまして、今後委託開発をすべきプログラムの内容等に応じて一体どのくらいそれがかかるかという、まあ見積もりを取つて、そしてその委託先との契約をするということになると思ひます。その場合には、これはプログラムの開発の場合、概してそういうことでございまして、概算払いの契約をいたします。その上で、でき上がりました際に、その当初にいたしました概算契約の内容に従ひまして内容を審査をし、その上で精算をして所要の金額を確定をする、こういうことになつてまいらうと思ひます。したがういまして、当初の概算契約のやり方がよほど突拍子もないものでない限りは、まずまずいとお話のように三倍、四倍になつておかしいというよ

うなことは、まあならないんではあるまいか。現にそういうことで専門のソフトウェア企業もございまして、またソフトウェアを専門にやつておる団体もございまして、こういったものを広く参考にしたしましてまず概算契約をしていくというようなやり方でございますので、まあたぶん精算をいたすというところになります。その辺、概算契約のときの金額を基準にいたしまして、詳細審査の上でさらに追加のものがあれば払い、あるいは安くあがればこちらに返還をさせるということになつてくると思ひます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○理事(大谷藤之助君) 速記を始めて。

○須藤五郎君 委託開発料を払いますね。そして特定プログラムの開発を委託する。しかしそれに成功しなかつたときは、それはまる損ということになるのですか。その場合の所要の費用は一体どういふふうに処置されていくのですか。

○政府委員(赤澤一君) その辺が先ほどもちよつと申し上げておつたんですが、アメリカでNASAとか何とかいうものがあつたためにソフトウェアが発達したということは御承知のとおりでございますが、いろいろ話を聞きますと、全部の金も必ず成功して返つてきたというところでは必ずしもなくて、ある程度善意であれば、結果としてむだになつてもそれは何かのやりの将来への土台になるという考え方がございまして、まああつたソフトウェアが非常に進んだというように聞いておるんでございまして、ことにアメリカなんかの場合ですと、こういう場合の開発費の計算というのは、これはもう材料プラス労金というふうなわけにまいらぬので、一人一人について一時間幾らというその人の能力に従つてのコスト計算があるようでございます。わが国はまさかそうもいきなりまいりません。でございまして、全然結果が出なかつたからもうそれはまる損だ、金を全部返せと言つてはならないんではないだらうか。ただ、また逆にそれを悪用しましたら、これ全く無体のものではないから、人の頭脳というものは、幾らでも払うのかということになりまして、これはまた問題外でございます。その辺のところは、事が事でございまして、多少の余裕は与えてやらなければならぬであらう。しかしそれだけにまた十分注意もしていかなければならない、そういう性格のものではないかと私思ひます。

○須藤五郎君 「企業等が自ら開発することが困難なプログラム」ということが問題になつてくるようですが、その開発するのに困難なプログラムというのとは一体どういふものなんでしょうか。

○政府委員(赤澤一君) まあ申し上げれば、企業がみずからの負担で開発をいたしまして、それだけの採算が取れるかどうか。いま申し上げましたように、ソフトウェアを専門にいたしております企業が相当数ございまして、やはりそれは私企業がございまして、そういうものを開発してそれがそれ相応の対価を得て売れるというものでないといけないわけでございます。

ここで考へておられますのは、先ほど来ちよつと申し上げておられますように、汎用的なものでございまして、特定の企業、つまりユーザーが特定の目的のために開発するものではないものでございまして、いよいよもつて企業としてはそれがはたしかつただけの費用プラス利潤で売れるかどうか、こういったことが判定が非常に困難でございまして、なかなか手がけてもらえない、しかし今後の情報化を促進していきまふために、どうしても、やっぱりそういう汎用的な汎用的であり基礎的なプログラムが必要であると、こういったようなものであらうと思ひます。そういった意味から、企業が開発することは困難である、こういう表現をしておるものと思ひます。

○須藤五郎君 この二十八条の第二、第三号にあります「特定プログラム」、この「対価」についてちよつとお尋ねしたいんですが、この対価の基準がない場合には、安いものを高く買ふとか高いものを安く売るといふことが起こってくると思ひ

○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、情報処理基本法案(塩出啓典君外一名発議)

情報処理基本法案

情報処理基本法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 情報処理振興基本計画(第七条・第八
条)

第三章 情報処理の振興に関する国の施策(第
九条―第二十二條)

第四章 情報処理振興委員会(第二十三條―第
二十五條)

第五章 補則(第二十六條・第二十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、情報処理の振興に関し国が
講ずべき施策の基本となる事項を定めることに
より、情報処理の振興に関する施策の総合的か
つ計画的な推進を図り、もつて国民経済の発展
と国民福祉の向上に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子
計算機を使用し、情報につき計算、検索その他
の処理を行なうことをいう。

2 この法律において「プログラム」とは、電子計
算機に対する指令であつて、一の結果を得るこ
とができるように組み合わされたものをいう。

(国の施策)

第三条 国は、この法律の目的を達成するため、
次の各号に掲げる事項につき、その政策全般に
わたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じ
なければならない。

一 電子計算機及び情報処理に関する技術(以
下「電子計算機等に関する技術」という。)の研
究及びその成果の利用の推進を図ること。

二 電子計算機の製造及び情報処理に関する業
務に従事する研究者、技術者その他の者(以
下「研究者等」という。)の確保及び待遇の適正
化を図ること。

三 電子計算機及び情報処理に関する工業標準
化の推進を図ること。

四 隔地間における情報処理の円滑化を図るこ
と。

五 電子計算機の製造及び情報処理に関する事
業(以下「電子計算機の製造等に関する事業」
という。)の振興を図ること。

六 電子計算機及び情報処理に関する情報の流
通の円滑化を図ること。

七 電子計算機及び情報処理に関する知識の普
及及び啓蒙の推進を図ること。

八 電子計算機及び情報処理に関する知識及び
技術の国際交流の推進を図ること。

九 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振
興に必要な事項

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策
を講ずるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため
必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じ
なければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、情報処理の普及
及び高度化の状況並びに政府が情報処理の振興
に関して講じた施策に関する報告を提出しなけ
ればならない。

第二章 情報処理振興基本計画

(基本計画)

第七条 政府は、情報処理の振興に関する基本計
画(以下「基本計画」という。)を策定しなければ
ならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について
定めるものとする。

一 情報処理の振興に関する総合的かつ長期的
な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、情報処理の振興
に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
ために必要な事項

3 第一項の規定により基本計画を策定するに当
つては、あらかじめ情報処理振興委員会の議
を経なければならない。

4 政府は、情報処理の普及及び高度化の状況、
政府が情報処理の振興に関して講じた施策の効
果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加
え、必要があると認めるときは、これを修正し
なければならない。この場合においては、前項
の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定め
るときは、又は前項の規定により基本計画を修正し
たときは、その要旨を公表しなければならない。

第八条 政府は、基本計画に定める事項について
は、これに即して情報処理の振興に関する施策
を講じなければならない。

第三章 情報処理の振興に関する国の施策

(研究環境の整備)

第九条 国は、電子計算機等に関する技術の進展
に即応し、電子計算機等に関する技術の研究に
必要な施設及び設備の充実並びに研究費の確保
等研究環境の整備に必要な施策を講ずるものと
する。

(研究の効率的推進)

第十条 国は、電子計算機等に関する技術の研究
の効率的推進を図るため、適切な計画による研
究の実施の推進、研究者の交流の円滑化、共同研
究の推進、研究に必要な施設及び設備の共同利
用の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者の創意)

第十一条 国は、前二条の施策を講ずるに当たつ
ては、研究者の創意が十分發揮されるように配
慮するものとする。

(研究成果の利用)

第十二条 国は、電子計算機等に関する技術の研
究の成果の利用を図るため、企業化に必要な資
金の融通の円滑化、プログラムの保護及び流通
に関する制度の整備等その普及及び企業化等の
促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保)

第十三条 国は、研究者等を確保し、その能力の
向上を図るため、教育、研修、訓練等について
必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の待遇)

第十四条 国は、研究者等の待遇の適正が期せら
れるように必要な施策を講ずるものとする。

(工業標準化の推進)

第十五条 国は、電子計算機等に関する技術の進
歩の状況を考慮しつつ、電子計算機の形状、構
造、性能、使用方法その他電子計算機及び情報
処理に関する事項についての工業標準を制定
し、及び普及するのに必要な施策を講ずるもの
とする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たつては、同
項の工業標準と国際的な工業標準との間にかい
離を生じないように配慮するものとする。

(隔地間情報処理の円滑化)

第十六条 国は、隔地間における情報処理の円滑
化を図るため、電子計算機に接続する電気通信
回線(以下この条において「電気通信回線」とい
う。)の利用に関する制度の整備、電気通信回線
の量の増加及び質の改善、電気通信回線の利用
に関する料金の適正化等必要な施策を講ずるも
のとする。

(電子計算機の製造等に関する事業の振興)

第十七条 国は、電子計算機の製造等に関する事
業の発展の状況を考慮しつつ、電子計算機の製
造等に関する事業における業務の改善又は技術
の向上に必要な資金の融通の円滑化を図り、電
子計算機の製造等に関する事業について税制上
の特別措置を講ずる等電子計算機の製造等に関
する事業を振興するために必要な施策を講ずる

ものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、電子計算機の製造等に関する事業を営む者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(情報流通の円滑化)

第十八条 国は、電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、電子計算機及び情報処理に関する情報の処理方式の高度化等に必要の施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十九条 国は、電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発を図るため、中学校及び高等学校における電子計算機及び情報処理に関する基礎的な教育の実施の推進、電子計算機及び情報処理に関する教養講座の開設の推進等必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第二十条 国は、研究者等の交流、電子計算機及び情報処理に関する共同研究、電子計算機及び情報処理に関する情報の交換等を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

(情報処理の振興に関するその他の施策)

第二十一条 国は、前十二条の施策を講ずるほか、国及び地方公共団体の機関における情報処理の拡充を図り、電子計算機の導入に必要な資金の貸付け、電子計算機の抵当に関する制度の整備等により電子計算機の企業への導入を促進し、会社法、税法、統計法その他の法制における帳簿、書類等の作成及び保存に関する制度を整備する等情報処理の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(国の施策の実施についての配慮)

第二十二条 国は、情報処理の振興に関する施策を講ずるに当たっては、国民の私生活の自由を侵害することとならないように配慮するものとする。

第四章 情報処理振興委員会

(情報処理振興委員会)

第二十三条 情報処理の振興に関する国の施策を総合的かつ計画的に遂行し、情報処理の振興に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に情報処理振興委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

第二十四条 委員会は、情報処理の振興に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第二十五条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

第五章 補則

(情報処理振興事業団)

第二十六条 政府の監督の下に、情報処理に関する事業等に対し、電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務の改善又は技術の向上に必要な資金を貸し付け、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられるプログラムを開発する等の業務を行なわせるため情報処理振興事業団を置くものとする。

2 情報処理振興事業団については、別に法律で定める。

(行政組織の整備等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、第三条又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 情報処理基本法(昭和四十五年法律第

号)第六条に規定する報告の作成及び同法第七条に規定する基本計画の策

定に関する事務の総括に関すること。